

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから令和7年第3回岸和田市定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から4番中岡議員、5番高比良議員を指名します。

○烏野隆生議長

次に、諸般の報告に入ります。

まず、岸監第39号、岸財財第116号をもって議案説明員の変更報告があり、御配付のとおりです。

次に、岸監第24号令和7年度定期監査結果報告（5月実施分）、岸監第32号令和7年5月分例月出納検査結果報告（一般会計及び特別会計分）、岸監第33号令和7年5月分例月出納検査結果報告（公営企業会計分）、岸監第47号令和7年6月分例月出納検査結果報告（一般会計及び特別会計分）、岸監第48号令和7年6月分例月出納検査結果報告（公営企業会計分）、以上の5件につきましては、さきに議員各位へ御配付のとおりです。

本各報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第10号専決処分の報告を求め

ます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました報告第10号の専決処分について御報告申し上げます。

専決処分第6号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る5月10日、図書館職員が図書館本館敷地内において、公用車を駐車するためバックさせたところ、駐車中の相手方原動機付自転車に接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を4万7311円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第7号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る5月14日、八幡町において、相手方車両が市道八幡町13号線を走行中、道路内の舗装の欠損箇所が跳ね上がり、車両を破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を93万6547円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第8号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る5月15日、廃棄物対策課職員が粗大ごみを収集し車内でプレスした際、粗大ごみの破片が飛散し、相手方住居に駐車中の車両を破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を45万1800円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第9号の損害賠償の額を定め和解するについては、市内公園において、相手方を負傷させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、治療費等として損害賠償の額を180万6090円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第10号の損害賠償の額を定め和解するについては、令和6年11月14日、極楽寺町において、相手方原動機付自転車が市道岸和田三ヶ山線を走行中、舗装が剥がれたくぼみによって転倒し、相手方を負傷させるとともに、原動機付自転車を破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、治療費及び車両修繕費等として損害賠償の額を14万9194円と定め、和解いたしましたものであります。

以上5件につきましては、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分の方途を講じましたので、同法第180条第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの報告について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

処分番号第7号の市道上における自動車損傷事故について質問いたします。

今回の事故原因は、道路内の欠損箇所が跳ね上がり、車両底部を損傷させたことによるものとのことですが、車両の修繕等の賠償額が高額ですので、この事故の詳細と賠償額の内訳を説明してください。

あわせて、処分番号8号の粗大ごみ収集時の事故についても賠償額が高いように思われますので、こちらについても事故の詳細と賠償額の内訳を説明してください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

処分番号第7号の市道上における自動車

損傷事故について、建設部より御答弁申し上げます。

事故の発生状況でございますが、当該車両が道路を左折中、過去にモルタル補修していた箇所を左前輪が通過した際、モルタル補修のコンクリートの塊、長さ約50センチメートル、幅約45センチメートル、厚み約5センチメートルが跳ね上がり、車両のエンジンアンダーカバー等が損傷いたしました。そして、駐車場が約20メートル先と近かったことから、駐車場まで走行し、停車し確認したところ、アンダーカバーが路面を引きずった状態となっており、通常の走行はできない状況でございました。

次に、賠償額の内訳、概要でございますが、修理等の費用として19万7347円、修理期間中の代車費用として73万9200円、合計93万6547円で、全額補填でございます。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

専決処分第8号の粗大ごみ回収時の事故の内容についてでございますが、粗大ごみの収集時に、具体的には排出されたたんすを市車両でプレスした際に発生いたしました。

粗大ごみの収集の際には、効率的に収集するため、プレス等をして、できる限り一度に多くのごみを回収することとしております。また、プレスする際にはごみの飛散を防止するため、排出物を小分けにして、小さい状態のものを投入するように心がけております。今回の収集時も同様に作業を実施していたところでございますが、たんすの破片の一部が飛散し、停車中の相手方車両に傷及びへこみを負わせたものであります。

同様の案件の発生につきましては、平成

20年度までの記録を確認したところ、平成31年に1度あったのみであり、10年に1度程度の発生頻度で、頻回に発生しているものではないですが、職場内で情報を共有し、再度の注意喚起を行うことで再発防止に努めております。

また、賠償額の内訳でございますが、修理等の費用が15万1800円、修理期間中の代車の費用として30万円となっております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

八幡町の市道上の自動車損傷事故について、本件事故については代車費用が高過ぎるのではないかと、また、本市の過失が100%と判断したことについての観点から再質問いたします。

費用については、保険金として保険会社が支払うこととなりますが、保険金が高くなることにより、次年度以降、市が加入する保険料掛金が高くなるのではないかと危惧しております。代車の費用については、その期間と車種が影響するかと思いますが、妥当性についてお答えください。

同じく、粗大ごみ回収中の事故についても修理、代車の詳細、妥当性について説明してください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

八幡町の自動車損傷事故の件についてですが、本来、過失割合を相殺するのですが、今回は現場の状況から、相手方は穴ぼこの欠損部を埋めているモルタル、コンクリートの塊が跳ね上がることは予見できなかったため、運転手には過失がないと、全額市が対応することとしてございます。

次に、代車の費用でございますが、これは修理期間として28日間で、代車の車種に

ついては、通常、同等品以下とされており、今回はクラウンスポーツと同等品が対象となりますが、代車はレクサスL B Xで、同等品より安価なもので対応していただいております。

事故内容や修理、期間、代車などにつきましては、道路賠償責任保険での対応として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の引受幹事会社、損害保険ジャパン株式会社と協議し、確認もしていただいております。今回の事故対応については、市として妥当な判断であると考えております。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

粗大ごみ回収時の事故における損害賠償でございますが、修理内容といたしましては、左リアコンビネーションランプの交換、左リアフェンダーの修理及び塗装で、消費税を含めまして15万1800円です。これは全国市有物件災害共済会近畿地区事務局の担当者が修理工場及び相手方と協議の上決定し、市もこれを了承したものでございます。

代車費用につきましては、損傷した車両と同等クラスの日産セレナハイブリッドを25日間使用し、使用料合計が33万円であるとの報告がなされたところ、全国市有物件災害共済会近畿地区事務局の担当者が交渉し、30万円の支払いでレンタカー会社、相手方と協議が整い、市もこれを了承したものでございます。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

道路管理については、2023年9月12日の決算常任委員会で道路陥没危険性と路面下の空洞調査について私が質問したとき、河畑高架事業・道路整備課長より、日頃から業者直営による道路パトロールの実施と、

市民から寄せられた情報からも道路の舗装、その他の附属物について、異常の早期把握に努めているところですよとの答弁がありましたし、堺市建設局が行っているLINEを通じて市民から道路の損傷の通報を受け付けている先進例もお伝えした結果、2024年度より本市でも行っておりますが、維持管理部署においては今後さらに事故が起こらないよう努めていただき、万が一の事故が生じたとしても、市に管理瑕疵がないように日常管理、維持修繕を万全にしておかれるようお願いします。

また、粗大ごみ回収時の事故において、車のリース会社が33万円から30万円への減額に応じていますが、これは表面上リース会社が減額分を負担したことになるわけで、営利企業であるリース会社がやすやすと値引きに応じていることに疑問を感じます。保険金賠償額については必要以上に賠償を請求される可能性がないとも言えませんから、やみくもに支払ってはいけないと指摘しておきます。

いずれの事故においても、市が市民に損害を与えるといったことが起こらないよう、不要な賠償金を支払わないでいいよう、今後より精査することに取り組んでいただくよう提言して、質問を終わります。

○烏野隆生議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

次に、報告第11号から報告第13号までの3件の継続費精算報告書について、一括して報告を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました報告第11号から報告第13号までの3件について、一括して御報告申し上げます。

報告第11号の令和6年度岸和田市継続費精算報告書の報告については、庁舎建替事業、ゆめみヶ丘消防施設整備事業及び小学校整備事業につきまして、令和6年度で継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第12号の令和6年度岸和田市上水道事業会計継続費精算報告書の報告については、第3次施設更新事業及び流木配水場機械・電気設備等更新事業につきまして、令和6年度で継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第13号の令和6年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告については、天の川下水ポンプ場汚水ポンプ改修事業につきまして、令和6年度で継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

以上3件につきまして一括して御報告申し上げますが、何とぞよろしく御申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの各報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第14号令和6年度岸和田市健全化判断比率の報告及び報告第15号令和6年度岸和田市資金不足比率の報告の2件について、一括して報告を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました報告第14号及び報告第15号の2件について、一括して御報告申し上げます。

報告第14号の令和6年度岸和田市健全化判断比率の報告については、令和6年度決算に基づく財政の健全化を計る指標であります実質赤字比率等の4指標を算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当なし、実質公債費比率は3.8%、将来負担比率は該当なしとなり、いずれの指標も早期健全化基準を下回っておりますことを、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第15号の令和6年度岸和田市資金不足比率の報告については、令和6年度決算に基づく公営企業の経営健全化を図る指標であります資金不足比率を算定した結果、上水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の3会計ともにそれぞれ該当なしとなり、経営健全化基準を下回っておりますことを、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

以上2件につきまして一括して御報告申し上げますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの各報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの25日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は25日間と決定しました。

○烏野隆生議長

次に、日程第2、議案第61号から日程第10、議案第69号までの9件、いずれも岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについてを一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第61号から議案第69号までの9件の岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長年にわたり本市の教育、社会福祉及び地方自治の振興、発展に貢献された方々を表彰するに当たり、岸和田市有功者表彰条例に基づき、本案のとおり9名の方々を表彰するため、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑ありませんか。小西議員。

○1番 小西拓模議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第69号までの9件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において

即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、小西議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

まず、議案第61号から議案第65号までの5件について討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

おはようございます。高比良正明です。岸和田市有功者表彰につき、議案第61号ないし第65号の5人について反対討論いたします。

毎回申し上げていますが、本市が独自に有功者表彰することには賛成です。しかし、受勲の後に市が表彰するのは順番が違います。受賞者は長年の経験があるのですから、本来、市民に対して市が先に表彰すべきところ、国家が機械的に勲章を与えたので、それに市も乗じること自体、市民を愚弄していると考えています。

また、私は勲章の序列自体が差別と考えておりますが、今回の受勲と比べてはるか

に上位となる第4位の勲一等旭日大綬章受勲者の話をもって、そのような者より下位の勲章を受けること自体の恥を示します。

それは、保護領たる日本にとっては英雄であろうカーチス・ルメイです。彼は原爆の1.5倍に当たる30億ドルもの税金を開発費にかけたB29で成果を出す必要に迫られ、敵の反撃を受けずに爆撃できる能力による高高度爆撃を行うも、経験の浅い搭乗員ばかりで戦果を上げられないため、投下されると広範囲に飛び散って火災を引き起こす焼夷弾を使い、1945年3月10日の東京大空襲で10万人余りを虐殺します。

ルメイは勲一等ですから天皇が直接手渡す親授が通例のところ、裕仁は行わず、入間基地で浦茂航空幕僚長から授与されています。つまり、渡す側ですら決められない天皇以外の何者かによって決められた勲章を、さも天皇からもらったかのように本市も含めて扱うのは、欺瞞に満ちていてのではないかということです。

まさに大人のおもちゃにはしゃいでいるが、それは木の葉で化かされているのではないかと考えることこそ、フェイクに満ちた社会でリテラシーを示す大人の態度として重要ではないかとの考えにより、反対いたします。

○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第61号から議案第65号までの5件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本各件に反対とみなします。

お諮りします。本各件は、原案のとおり

同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○烏野隆生議長

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第66号から議案第69号までの4件について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

次に、議案第66号から議案第69号までの4件を一括採決します。

本各件について、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

○烏野隆生議長

次に、日程第11、認定第1号から日程第14、認定第4号までの4件及び日程第15、議案第70号から日程第28、議案第83号までの14件を合わせた、以上18件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました認定第1号から認定第4号までの4件及び議案第70号から議案第83号までの14件について、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

認定第1号の令和6年度岸和田市決算認定を求めるについては、一般会計において、歳入決算額888億9132万余円に対し、歳出決算額は878億3037万余円でありましたので、差引き10億6094万余円の歳入超過の決算と

なるものであります。

このうち、去る6月の定例市議会において御報告申し上げました翌年度へ繰り越すべき一般財源であります継続費通次繰越額9981万余円、繰越明許費繰越額1億7160万余円、事故繰越し繰越額121万余円を差し引きました実質収支額は7億8830万余円の歳入超過となるものであります。

国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額201億8769万余円に対し、歳出決算額は201億5610万余円でありましたので、差引き3159万余円の歳入超過となるものであります。

自転車競技事業特別会計については、歳入決算額378億297万余円に対し、歳出決算額は377億6353万余円でありましたので、差引き3944万余円の歳入超過となるものであります。

土地取得事業特別会計については、歳入決算額4億2988万余円に対し、歳出決算額は4億2988万余円と同額の決算となったものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額34億2834万余円に対し、歳出決算額は33億8110万余円でありましたので、差引き4724万余円の歳入超過となるものであります。

介護保険事業特別会計については、歳入決算額191億7859万余円に対し、歳出決算額は190億7497万余円でありましたので、差引き1億362万余円の歳入超過となるものであります。

財産区特別会計については、歳入決算額12億3540万余円に対し、歳出決算額は2億9163万余円でありましたので、差引き9億4377万余円の歳入超過となるものであります。

認定第2号の令和6年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについては、収

益的収支の決算は、事業収益45億4264万余円に対し、事業費用が40億3737万余円でありましたので、差引き5億527万余円の収入超過となるものであります。

資本的収支の決算については、資本的収入12億1466万余円に対し、資本的支出が23億1722万余円でありましたので、差引き11億256万余円の収入不足となるものであります。これに対する措置といたしましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填することといたしております。以上の結果、未処分利益剰余金は6億9514万余円となるものであります。

認定第3号の令和6年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについては、収益的収支の決算は、事業収益74億6244万余円に対し、事業費用が63億9670万余円でありましたので、差引き10億6574万余円の収入超過となるものであります。

資本的収支の決算につきましては、資本的収入24億1678万余円に対し、資本的支出が60億3064万余円でありましたので、差引き36億1386万余円の収入不足となるものであります。これに対する措置といたしましては、当年度分損益勘定留保資金などにより補填することといたしております。以上の結果、未処分利益剰余金は20億2994万余円となるものであります。

認定第4号の令和6年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについては、収益的収支の決算は、事業収益146億4132万余円に対し、事業費用が157億1817万余円でありましたので、差引き10億7685万余円の収入不足となるものであります。

資本的収支の決算につきましては、資本的収入16億9534万余円に対し、資本的支出が31億8067万余円でありましたので、差引き14億8532万余円の収入不足となるものであります。これに対する措置といたしまし

ては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填することといたしております。以上の結果、未処理欠損金は7億5580万余円となるものであります。

議案第70号の岸和田市唐国地区・摩湯地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の制定については、摩湯町地区において良好な都市基盤施設の整備を行うとともに、周辺市街地環境と調和しつつ、緑豊かで環境に配慮された流通や商業施設を中心とする市街地の形成を図るため、当該地区を市街化区域に編入するとともに、都市計画法に基づく地区計画を決定し、地区計画の区域内において建築基準法及び都市緑地法に基づく建築物等及び緑化率の制限を定め、これらの制限について罰則を規定するなど、本案のとおり制定いたしたいためのものであります。

議案第71号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部改正に伴い、任命権者は、妊娠、出産等について事実の申出があった職員または3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度に関する情報提供や制度の利用に係る意向確認等をしなければならない措置が講じられることから、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第72号の岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業に関して、1日につき2時間を超えない範囲内において30分を単位として承認していたところ、1年につき、非常勤以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内において、1時間を単位として承認する第2号部分休業を新たに設けるほか、

部分休業の申出内容を変更することができる特段の事情について規定するなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第73号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、初任給調整手当の月額を含めるとともに、住居の形態ごとに一律で定額支給する住居手当を削除することから、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第74号の岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正については、ふるさと寄附金を財源として実施する事業に岸和田城周辺等の観光に関する事業を追加するほか、新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る対策に関する事業を廃止することから、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第75号の岸和田市営住宅条例の一部改正については、市営住宅の明渡しの請求を受けた者が退去しない場合、明渡しを行う日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額を徴収することを規定するとともに、入居者は、死亡または転出による同居者の異動が生じたときは直ちに届け出なければならないことを規定するなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第76号の岸和田市下水道条例の一部改正については、国からの通知により、被災地での排水整備等の工事が円滑に実施されるよう、災害その他非常の場合においては、ほかの市町村長の指定を受けた者が排水整備等に関する工事を行うことができるよう規定するため、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第77号の令和7年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7924万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ956億3146万7000円に補正しようとするものであります。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。2款総務費には、庁舎等管理事業及び住民基本台帳事務事業として1075万余円、3款民生費には、定額減税補足給付金支給事業及び高齢者福祉施設防災対策事業等として2億6822万余円、7款商工費には、岸和田市プレミアム付デジタル商品券発行事業として1億2083万余円、8款土木費には、公園管理事業及び公園施設改修事業等として2562万余円、10款教育費には、岸和田市奨学会支援事業及び図書館運営事業として200万円、13款諸支出金には、生活保護費国庫負担金償還事業及び教育・保育施設等施設型給付事業費府負担金償還事業等として4億5180万余円の追加計上であります。

一方、これに対応する歳入といたしましては、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を追加計上するものであります。

第2表の継続費補正については、斎場整備事業を変更するため、総額、年割額を本案のとおりといたしたいためのものです。

第3表の債務負担行為補正については、公共施設予約システム更新及び屋内プール整備費用便益分析業務委託の期間、限度額の追加について、本案のとおりといたしたいためのものです。

議案第78号の令和7年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億8871万円に補正しようとするものであります。

歳出予算には保険給付費等交付金償還事

業を、歳入予算には繰越金を追加計上するものであります。

議案第79号の令和7年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）については、第77回高松宮記念杯競輪・第4回パールカップ広告宣伝業務委託につきまして、債務負担行為の期間及び限度額を本案のとおりといたしたいためのものであります。

議案第80号の令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億362万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億350万5000円に補正しようとするものであります。

歳出予算には岸和田市介護保険給付準備基金積立事業及び介護保険償還事業を、歳入予算には繰越金を追加計上するものであります。

議案第81号の令和7年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出に給与費及び過年度損益修正損として2億2832万6000円、資本的支出に基金積立金として1万円、資本的収入に基金積立金利息として1万円をそれぞれ追加計上するものであります。

議案第82号の権利の放棄については、包括遺贈に係る土地、建物及び預貯金等の遺贈を受ける権利を本案のとおり放棄いたしたいためのものであります。

議案第83号の令和6年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度の利益剰余金を本案のとおり処分いたしたいためのものであります。

以上、認定4件及び議案14件について一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定及び御議決賜りますようお願い申し上げます。

○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件については質疑を終結し、御配付しております議案付託区分表に基づき、関係各常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は、議案付託区分表のとおり各関係常任委員会に審査を付託することに決しました。

○烏野隆生議長

次に、日程第29、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

高比良正明です。6月議会の監査委員選任の反対討論では、議員は組織の見られない面をほじくり返して日に当てるのが仕事で、職責を果たせば人から恨みを買って当然だと発言しました。ニクソン政権におけるジョン・ミッチェル司法長官の妻、マーサは声なき市民の代理人とメディアに名づけられ、リチャード・ニクソン大統領からエアフォースワンへの搭乗禁止や、政治犯として軟禁されても、ウォーターゲート事件の黒幕はニクソンと公表しています。今回もこれらに倣って、9問質問いたします。

1番、都市ボートレース企業団議会の情報隠蔽について。

大阪府都市ボートレース企業団議会では、会議だけでもほかに委員会、協議会、南部

ブロック会議などがあり、本市議会事務局のホワイトボードへも、私の提案で本会議の開催予定だけは書き込むようになりましたが、私以外の議員や市民は住之江区の競艇場へ傍聴に行かれたことはないでしょう。既に都市ボートレース企業団議会派遣の米田議員から、本市議会と同程度の情報公開は行うよう議会として提案しているところであり、市民であった私も、住之江区と隣接した堺市から来る議員に対しても、議長として送迎車がある議員や、公用車で向かう議員にも一律5000円を支払っていた交通費を2000円へと2021年より減額させ、改善してきました。

都市ボートレース企業団議会の仕事ぶりは、基本的に30分ほど報告を聞くだけで、月額報酬は5万円ですから、私は時給10万円と批判してきたもので、年額では議員、市長とも約100万円の報酬となっています。

〇〇〇〇（4文字削除）元枚方市議が自身のブログで、北部、南部、中部各ブロック会議の後には、どこからの支出か不明ですが、南海グリルにおいて懇親会と書いていましたし、長谷川俊英堺市議は、いずれも競艇の開催日で、現金支給される報酬を掛金にするのが議員の楽しみとの話も聞いていますと、〇〇（2文字削除）元枚方市議共々、その働きぶりをブログで公開しています。

さらに、企業団議会は年1度、全国24競艇場のどこかに視察に行きます。2010年は年2回、そして東日本大震災時ですら行っています。本市議会の政務活動費での視察はレポート提出が義務づけられ、私は2万字以上書くこともあるのですが、それもいいのか、公開されていないので不明です。

また、企業団議会ホームページには、16市からの派遣市長・議員の名前の記載もありません。私が2010年から2015年までの派

遣議員を調べたとき、毎年度辞職や政務活動費の返還など不祥事、疑惑議員の集いの場となっており、2010年には議会の半数である8名の議員が報道されたり辞職するなどの問題が発覚していましたので、これらの隠蔽のため派遣議員名なども公表しないのかと推測するしかないのですが、ボートレース全体でも不祥事だらけです。

近年のものだけ示します。レース関係者の舟券の購入は競技での不正を防ぐ狙いで禁止されていますが、2024年2月には大阪支部の選手が舟券を購入し登録抹消処分を受け、同年7月にはモーターボート競走法に反し在職中に最大で数千万円の舟券を購入したとして職員22人を諭旨解雇処分をしていますし、あまりのひどさに、2023年10月には国土交通省の担当者が全レース停止を意味する業務停止の可能性を示唆していました。

ほかにも、2020年にボート界のトップスターでもあるA1レーサーが親戚ぐるみで八百長をしていたと明るみになり、公判でも八百長をやっているやつはほかにもいるという発言を残し、2022年には別のA1選手がボートレースの予想屋とつながりを持ったとして、4か月間の出場停止処分を受けています。

2020年から2021年にかけては、年収が数千万円以上の多くのA1級レーサーを含む215名がコロナの給付金を不正受給していたり、2019年は、育成機関のやまと学校で訓練生が教官3人から体罰を受け、奥歯を折られた事件が発覚したり、一般財団法人日本モーターボート競走会でも2018年、新人職員7名が労働組合に入らないよう支配介入したとして、2022年4月に東京都労働委員会から命令書を交付されています。

このような事案について、本市議会では報告がなされたことはありません。都市ボー

トレース企業団議会の議事録を確認しても報告がありませんし、それを16市長や議員の誰も質問すらしていないのですから、朱に交われば赤くなると言いたいのかかもしれませんが、岸和田市議会では、私がいる限りそうはいきません。

6月議会では、都市ボートレース企業団議会の議事録について、本市役所2階の情報公開コーナーに設置されていると答弁されましたが、それは2023年12月11日の本会議で、私が市民や議員に公開せよと指摘したからではないでしょうか。

2番、市が放置し続け、違法と悪行にみられる祭礼町会と市の関わりについて。この質問は、だんじり祭を永続的に行う質問だと、誤解なきよう先に申し上げておきます。

一般社団法人祭礼町会連合会は、各町から集めた町費を私的に流用しているとのうわさがありながら、検証されたこともないようですので、その真偽を確認すべく会計帳簿の閲覧を求めたところ、会長、顧問以下8名で私1人に対して説明がなされましたが、恫喝を含め、私には畏怖を感じる時間となりました。その場に会計帳簿の持参すらなく、2006年に約300年の歴史の中で初めて9月14日、15日から敬老の日の直前の土日に日程変更された経緯、2000年に敗戦直後の1945年以来75年ぶりに中止された経緯が分かる議事録もないと説明されました。

帳簿については、開示要件を問うたところ、町会費を支払えば、町会長の同行で開示するとのことで、約1時間半に及ぶ説明の最後に確認を再度行い、翌日、顧問に以下のようなLINEをしました。個人名を6年間在籍している顧問とし、町名表示を変えた以外は文面どおり読みます。

私「昨日はありがとうございました。顧問在籍の町に住所を移して、町会費を払い

ますので、あらゆる組織の帳簿を見せてもらい、会議も私がボランティアで生中継して、議事録を作成します。これで問題解決ですね。顧問の町に引っ越せば、顧問の説明付きで、全ての領収書を見られますね。引っ越し先の御紹介もよろしく願いします。」、顧問「ケンカ売ってるんか。」、私「顧問の約束に乗っただけですよん。」、顧問「それがケンカ売ってるんやろ。」、引用を終わります。

私は大阪一の小心者として議会でもハラスメント被害を受けておりますが、3月27日にも、閉庁時間を過ぎているのに居座ったKCPこと一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会の会長、役員以下4名より怒号を浴びせられたので、次は強要罪などで被害届を出すと予告しており、本件もそのような私のノミの心臓ぶりに対しての攻撃だと感じています。

帳簿を見せられない点では一致する団体への質問を、私は2024年8月29日の本会議でしています。40年以上続いた岸和田市を代表する市民フェスティバルで、市との交渉窓口を元職員のみが行い、その家族が事務局として報酬を得ていたことも含め、不透明な会計がかねてより旧岸和田市民フェスティバル実行委員会でも問題視されていたこと、ある団体からほかの団体に金銭が移され、最終的には風営法に係る店へと支払われ、それを会員は、自分たちもいずれそのおこぼれに預かれるからと支出を容認したとの例を指摘したもので、昨日報道された本市も関係するPTA会費の流用記事に関連して、公益社団法人日本PTA全国協議会が使途不明金の不祥事を起こしながら、十分な説明がないことで各県のPTA連合会が脱退している事象とも同じ構図に見えます。

祭礼町会が守るべき法律である一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律——以下、法人法とします——第128条には、貸借対照表の公告について定めがあり、一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないとされていますが、ホームページにも記載がなく、官報やホームページなど、公告の媒体を顧問に聞いても答えはないため、違反が疑われるので、現在、検察庁と刑事告発について調整中です。

市は、祭礼町会と本年5月1日に岸和田だんじり祭を活用した持続可能な地域づくりのための事業連携協定を締結していますが、このような組織としての違法行為が疑われる団体との連携協定を結ぶ際、法人法を確認したのか伺います。

また、祭礼町会連合会は22の各町会から構成されますので、各町会の自立があつてこそ成り立つところ、町会加入率の低下は全国的な課題となっており、本市でも、町会離れが進み困っているという町会からの声が私のところに届いています。町会は、祭礼だけではなく平時や有事、様々な面で重要な役割を持っていると私は考えていますが、市としてどのようにその重要性を認識しているかお答えください。

3番、発災時の準備（避難所への支援物資やペットフード配布、基金、油流出）について。

今年7月30日8時24分、カムチャツカ半島地震が発生しました。岸和田市議会業務継続計画では、各議員が地域の被災状況や要望等の情報を銘々市に対して連絡するのではなく、議長が集約し、災害対策会議を通じて災害対策本部に伝達するとなっていますが、これまでも議員から市に対して直接問合せ等があったと聞いています。このような行為は災害対応の足を引っ張って

おり、これも無法な議員から市や市民を守るためにコンプライアンス部門や要望等記録制度と議員名の公開が必要な理由となります。

6月議会では、友永議員に対して、避難所へのペットフードの配布については、2015年の協定の話で後戻りする質問をするなど〇〇（2文字削除）しましたので、質問の模範例を教示します。

現在、本市では、災害時の公助の取組を補完するために様々な協定を締結しています。その中で、日用品やペット用品を調達するためにホームセンターやドラッグストアと協定を締結していますが、実際に災害が発生し協定を発動した場合、物資の供給はどのように行われ、どのように被災者の皆さんに届けられることになるのかを伺います。

4番、池等売却時の手続、架空議事録の疑念について。

2024年9月17日の決算常任委員会で、ため池などの財産区財産を売り払う際には地元で検討、審議して判断してもらうとの答弁がありました。その検討、討議について、市はどのように確認しているのかお示ください。

5番、夏の子どもを守る対策（サングラスなど）について。

猛暑日が続く中で、学校に通う子供たちが安全に過ごすために、暑さ対策を講じる必要があります。特別教室は残っていますが、普通教室には冷暖房設備が設置されています。それでも猛暑に対応し切れない教室があると聞いています。冷房効率を高めるため、補助金を活用し、窓を二重窓にすることが効果的と考えますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

6番、荒廃竹林の利活用（竹の利活用、環境教育など）について。

市内の放置竹林面積が増え続けている中、本市の竹を食べてくれていたアドベンチャーワールドのジャイアントパンダが6月末に中国へ帰国したことで、竹の消費量が大幅に減ったと思います。一方で、高齢化もあって管理できなくなった竹林が荒廃、拡大して、地表近くの土しか支えることができないため、土壌が緩んだ際には竹林ごと斜面を滑り落ち、大規模な土砂災害を起こす可能性や、森林生態系を破壊したりする竹害の問題もあります。

竹に関する事業者や行政が集まる竹イノベーション研究会では、公園緑地課職員が関西副支部長となっており、反甫議員も参加した2024年12月8日のアドベンチャーワールドでの現地セミナーや、今年7月11日に大阪科学技術センターホールビルで行われた令和7年度第1回BIG竹の利活用技術セミナー（関西）で紹介されていた竹チップによる舗装が有効であると感じました。それ以外にも様々な活用方法があると思いますが、現在はどうのような活用方法を考えているかお答えください。

7番、申請書類等の不必要な項目（性別、年号表記）の削除、押印廃止について。

私は議員となる前から、期日前投票所で男女のボタンを有権者に押させていたものを、その場で段ボールカバーをつけて周囲から見えないようにし、その後、ボタンを押すこと自体を廃止させたり、市民課の各種申請書や職員応募用紙等の元号や性別の表記など、不必要と思われる項目をなくすように働きかけ、実際に申請書の様式は変更されてきました。

しかし、先日、図書利用券の申請用紙に男女表記があるのを発見するなど、市全体を見ると、いまだに元号、性別の表記や押印を求める様式があるように見受けられます。これらについても廃止していくべきと

考えますが、いかがでしょうか。

8番、水利組合がグレーチング設置に際して要求している不当利得を黙認する市について。

水路等へグレーチング等で通路橋を設置しようとしたとき、手続として占用許可申請が必要であります。その申請に必要な添付書類をお答えください。

9番、市のコンプライアンス、生活保護申請への議員同行につき、疑念を議会から晴らすについて。

今年8月1日の大阪府南部市議会議長会議員研修会では、議員によるハラスメントについて講師を務めた元流山市政対策法務室長の帖佐直美弁護士が、私の南大阪各市のように弁護士を常勤雇用できない場合、コンプライアンス部門へどのような職員を配置すべきかとの問いに、住民要求に対する職員の法務知識の必要性は高まっており、初期対応の誤りが問題を発生させていることもあるので、弁護士が研修を行い、職員の法務知識や現場で使える能力を向上させることで、ハラスメントも含めて使えるようになるとの回答で、少数のスペシャリストではなく、職員全体の法務知識の底上げをすることと受け取りました。

このような設置に向けたヒントもお示ししておりますが、これまでの質問でも、コンプライアンス担当部署が必要な事例を具体的に提示してきました。それでは、本市のコンプライアンスについて、担当部署をいつ設置するのか、また、それに至るまでのロードマップを示されたいとして、以後、自席にて質問します。

○烏野隆生議長

横田公営競技事業所長。

○横田智美公営競技事業所長

御質問の1. 都市ボートレース企業団議会の情報隠蔽につきましてお答えいたします

す。

議員御指摘のとおり、確かに以前は大阪府都市ボートレース企業団の定例会の会議録は公営競技事業所において保管しておりましたが、令和6年からは情報公開コーナーに配架するよう変更しております。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

御質問の2の祭礼町会と市の関わりにつきまして、岸和田だんじり祭を活用した持続可能な地域づくりのための事業連携協定の関係について御答弁申し上げます。

本事業の連携協定を締結する際に協定内容についての確認はいたしました。議員御指摘の一般社団法人祭礼町会連合会の法人としての確認はしてございません。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

御質問の2について、町会や自治会は単なる地域の団体ではなく、地域コミュニティーの活性化、防犯活動、災害対応、行政との連携など、地域において様々な活動を行っていただいております。重要な役割を担っていると認識しております。また、その活動は住民一人一人が支えることで、豊かな地域社会が築かれると考えております。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

発災時の準備について御答弁いたします。

まず、災害用の物資の供給を受ける協定につきましては、お互いの協定内容によりまして、供給元が物資の配送を受け持っている場合と、あらかじめ供給元が指定する場所に市が受け取りに出向く必要がある場合の両方がございます。ただ、実際の運用につきましては、大規模な災害が発

生した場合、協定上、個々の店舗で受け取りとしている場合であっても、店舗の在庫が底をつく可能性が高いため、配送センターからの配送になるとの回答を協定先から頂いております。

また、市の指定場所に配送していただける場合であっても、災害の程度により、いずれか1か所のみに配送することになるとの回答でございました。そのため、本市の物資の集積場所である総合体育館や藤浪倉庫株式会社にまとめて配送していただくことを想定しております。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

総務部に関することにつきまして2点御質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに、財産区に関する御質問につきましては、財産区財産の処分の際には、当該財産区の財産区協議会から財産区の管理者たる市長に対しまして、財産区処分申請書の提出を求めています。

また、申請書の提出に当たっては、財産区協議会の規約、財産区財産の処分についての会議録、これに加えまして財産区協議会役員の母体団体である町会、水利組合等における財産区財産の処分についての同意書、また財産区の処分について議論された会議録などを添付していただいております。

次に、申請書類に関する御質問についてお答えいたします。

申請書類等における押印につきましては、国の方針を受けまして、令和2年度に各条例、規則、庁達、要綱等で定める申請書等の押印の必要性について、各所管課において検討したところでございます。他方、元号、性別の表記につきましては、押印のケースのように方針が示されて、統一的に見

直しが行われたことはございません。

申請書類等の記載項目は、誰もが記入しやすいものであるよう配慮が必要である一方、その内容が手続上確認しなければならない項目であるなど、事情が様々ございますので、各項目の必要性についてはそれぞれの所管課にて検討されるものと考えております。

市長部局の例規改正を担当する総務管財課といたしましても、各所管課から例規改正の相談があった際には、所管課と協議し、必要な審査を行ってまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

教育委員会に冷房効果を高めるための施設整備について御質問いただいておりますので、私、お答えいたします。

暑さ対策といたしまして、平成30年度に、特別教室は違いますが、小中学校の全ての普通教室に空調設備を整備したところでございますけれども、今年7月の平均気温が平年に比べまして3度ぐらい高いというような状況がございまして、そういう状況の中で、教室の空調を稼働しても階数であったり窓の向きによって冷えにくいというような教室があったことは事実でございます。

冷房の効きをよくするというだけでなく、教育委員会としましては、光熱費の削減というのもやはり同時に考えるべき問題ですので、そういう観点でも、校舎の遮熱であったり断熱性を高める必要性というのは重々、常々認識しているところでございまして、その対応といたしまして、老朽化した校舎の大規模改修を進める中で、屋上の防水であったり、窓などに用いる部材について遮熱性、断熱性の高いものを使用して整備を図っているところでござい

す。

しかしながら、予算ですとか人員の制約によりまして改修件数がどうしても制限されるために、私どもとして、当面の対策といたしましては、遮熱カーテンであったり断熱材を設置しまして改善を図ると、こういう検討をいたしております。今年度、実験的に野村中学校の2つの教室に遮熱カーテンを設置いたしましたし、桜台中学校の5つの教室には天井裏に断熱材を設置いたしました。このような取組の効果を踏まえまして、引き続き他の学校での実施を検討してまいりたいと考えてございます。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

御質問の6の荒廃竹林の利活用について御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、私どもの管理する神楽山を含め、市内の放置竹林は増え続けており、土砂崩れの危険性や生物多様性保全の面からも竹林整備の必要性は認識しております。そんな中、アドベンチャーワールドのジャイアントパンダが帰国し、事業の先行きについて方向性を考えなければならない今がある意味チャンスであると考えております。

パンダの帰国時には、パンダが食べるおいしい竹の産地である岸和田市とメディア等で注目を浴びていましたが、今後は竹をパンダに食べてもらえなくなって困った岸和田市が新たな竹の活用方法を見いだすというストーリーで、戦略的に竹の活用をPRしていきたいと考えております。

竹イノベーション研究会では、アドベンチャーワールドが関西支部支部長、本市は副支部長を務めており、竹チップの舗装については多種多様であります。最先端技術の竹チップ舗装を本市において合葬式墓

地や緑道などに施工し、検証しているところでございます。一番のメリットは草が生えにくいということですが、それ以外にも、土舗装よりも浸透性が高く、大雨でも水たまりができにくく、補修が容易にできることなどが挙げられます。コンクリートのような無機質さがなく、竹のぬくもりを感じることができるため、今後は市内の公園の園路などにも積極的に活用していきたいと考えております。

続きまして、御質問の８．水利組合がグレーチング設置に関して要求している金銭についての占用許可申請に関する事項について御答弁申し上げます。

水利組合が管理している水路等にグレーチングなどによる通路橋の設置等が計画されている場合は、占用許可申請においては、占用に関して、利害関係が生じているときは、利害関係人の同意書の添付を求めています。水利管理者として利害関係が生じるかどうかも含め、水利組合と協議していただいております。

なお、当該水路等を管理する利害関係者については、申請者が農林水産課から管理されているであろう水利組合等の紹介を受け、組合等に問合せしていただき、どの組合等なのか確認していただいている状況でございます。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

御質問の９の市のコンプライアンスについて御答弁申し上げます。

御質問のコンプライアンスについては、職員倫理や公正な職務の執行、または不当要求行為等への対応を規定する内容が考えられます。業務の所管や組織体制の検討に当たっては、業務内容を整理した上で業務内容や規模等を検討、所管を決定し、必要

があれば新たな課や担当を設置することとなっております。毎年度初め頃に、翌年度以降の組織機構について各部に意見照会を行い、各部の意見を聞きながら、９月頃までには組織機構の再編や業務について協議し、翌年度の体制を決めております。

御質問の業務についても検討しているところでございます。ただ、業務の整理や再編等に当たっては他の業務との調整も必要になります。令和７年度中に業務内容を整理し、令和８年度の組織機構検討時に協議するなど、早期の体制構築を目指し、令和９年度に向け、引き続き検討してまいります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○５番 高比良正明議員

それでは、都市ボートレース企業団議会の情報隠蔽より、順次２回目の質問に入ります。

さきに述べたボートレースにおける不祥事の数々だけではなく、様々な委員会の議事録も公開されていない中、2020年11月20日の定例会では、決算委員会報告として、発言委員の名前も隠して、出走表印刷が箕面市と企業団の両方に業者登録を行っている業者などと条件を限っているのも三、四者しか入札に参加していないと指摘があり、誰が見ても異議の出ない方法で今後も進めていただきたいとの要望がありましたと記載されています。

業者名を調べると、岸和田競輪にも関与している業者の名前も出てくるわけですが、これは暗に談合の指摘と受け取られます。このような問題点もできるだけ隠蔽しようとの意思が働いているからこそ、定例会以外の議事録も公開されないし、不祥事の説明や企業長の謝罪なども議事録に記載はありません。これらについて、市長は副企業

長として企業団の議会に出席していますので、報告義務を果たすべきではないでしょうか。

ボート興業から本市は収益を得ていますが、赤字となれば補正予算を支出せねばならぬはずで、現状では売上げ減少の間、ずっと報告はなく、大きな問題が発生して構成している各市に不利益や負担が及ぶことになって初めて補正予算だけ上程することとなり、その間、都市ボートレース企業団議会の立て直し案なども一切審議されることなく、市民の血税が投入されてしまいます。

報道されるような問題だけではなく、市長が情報を隠蔽することなく公開すべきであり、これまでの問題の報告と検証も含めて16市議会でも報告し、情報公開を行うことで企業団の正常化と信頼回復に寄与できるのではないかと考えますが、市長の考えをお答えください。

○烏野隆生議長

佐野市長。

○佐野英利市長

市長に就任いたしまして、6月20日に初めて都市ボートレース企業団議会に出席させていただきました。都市ボートレース企業団は、地方自治法に規定する特別地方公共団体であるため、基本的には企業団の議会の情報公開の在り方については、企業団において検討すべきことであると考えておりますが、副企業長の1人として適切な企業団運営に貢献できるよう努めていくとともに、議会そして市民の皆様に対しまして報告させていただく必要があると判断した案件につきましては、適宜報告させていただきたいというふうに考えております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

さきに述べた本市議会より都市ボートレース企業団議会への情報公開など改善提案は高比良だけの提案ではないのかと他市議員から意見があったようですが、企業長である瀧澤智子池田市長からも丁寧に取り扱うようにとの付言をもって、付託された議会運営委員会を経て、10月31日には16人の正副企業長でも審議されると聞いています。副企業長である市長においても、都市ボートレース企業団議会と本市議会への情報公開を進めるとの答弁で、明るい鉄火場を目指すよう伝え、市が放置し続け、違法と悪行にまみれる祭礼町会の質問に移ります。

最近は陰謀論がネット上で盛んですから、市が各団体などと協定、契約を締結する際には、疑念が湧いても払拭できるよう、コンプライアンスやリーガルチェックなどができる人材が必要です。今回のような法人法などを含めたコンプライアンス上のチェックが担当課においてできているのでしょうか。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

本事業協定締結に当たりましては、目的や連携事業の項目、守秘義務、疑義の決定などの各事項において適正であり、法的に問題のないことを確認してございます。連携協定締結の際には、市として関与する項目により、連携先の法人に対して求める項目については考慮してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

一定調べてはいても、組織の全体像について、庁内の各課がコンプライアンスのチェックなどをするのは無理でしょうから、専門の部署が必要と考えます。

町会については、浜手のある町会では会費が年1万8000円と高額で困っているという住民の声が私のところに届いています。町会費がこのように高額だと、加入率低下によるコミュニティの衰退の原因になると考えます。市としては、町会費の適正金額は幾らぐらいと考えているか教えてください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

町会・自治会は市内で170以上存在し、会員の数、保有している資産、活動内容やだんじりの有無など、状況は様々でございます。それぞれ地域の実情に合わせた活動を行っておりますので、運営に必要な金額も異なります。このため、市で町会費の適正金額を設定することは非常に困難でございます。ただし、令和元年に取ったアンケート結果では、町会費を年6000円としている団体が多くございました。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

私の住む八幡町はだんじりを保有していますが、今の答弁での平均的金額同様、年間町会費は6000円です。

高額な町会費は町会加入率の低下にとどまらず、人口減少にもつながると考えています。実際、浜手の校区では人口減少が顕著になっているのではないかと推測しますので、直近10年間の人口の推移を市全体の減少割合と比較して教えてください。

○烏野隆生議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

浜手の2つの校区の人口について、2015年1月1日と2025年1月1日で比較いたしました。この10年間で、中央校区の人口は

87.1%で12.9%の減少、浜校区の人口は83.3%で16.7%の減少となっております。また、市全体の人口について、2015年と2025年で比較すると93.2%で6.8%の減少となっております。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

想像どおりの答弁で、もっと細かく見れば、勤労世帯こそ引越えし、高齢化率も高いのではないのでしょうか。ならば、市民と地域にとって不利益な課題となります。

他町や他市から応援に来ていただけるのはありがたいですが、そちらが主体となれば、だんじり自体の維持などで年金収入の高齢者に市内でも高額な町会費という過度な負担を負わせ続けていいのかと問わねばなりません。このいびつな構図で祭りが長く続けられるのでしょうか。私は身の丈に合った祭りにする時期に来ていると考え、今回公に指摘しております。既に市内各町会で財政破綻の声を聞いています。祭礼だけが原因ではありませんが、地域のつながりの集大成とも言える祭りが地域のつながりを破壊する矛盾にも、私は議員として無関心ではられません。

災害発生時、祭礼で集まってくれているどれだけの人たちが、発災時から避難所運営を含めて、地域の高齢者や障害者などを復興するまでの長期間支援し続けてくれるか、各町は祭礼団体に確認されてはいいのでしょうか。熊本地震や能登半島地震のように、直接死よりも災害関連死の割合が高くなる大規模災害も存在しますし、そのリスクは高齢者と障害者が高くなっており、これは命の問題です。

市と24校区の連合町会が適正な金額を明確にしないことで、年1万8000円もの町会費を徴収する団体が出てくることを招いて

いるのではないかと考えますので、24町会連合会と連携するなどして適正金額を明確にし、周知を図ってください。

また、祭礼関係の各町会の負担金を見ますと、挿し梃子設置実行委員会による1町につき4万円の協力負担金というものも聞きます。警備員やカラーコーンの代わりに、だんじりのこまに前梃子を挿して使うようですが、こまも前梃子も毎年何度も交換して各町では余っているのに、現物抛出ではなく金銭を支払うことの合理性はあるでしょうか。

町会加入率については、提言した内容が政策に直接反映された例はないと広島県東広島市などの視察報告書でも酷評されている政策討論会で京西議員が提案して、2020年度、2023年度に議題とされ、条例案まで作成しながらも、酷評どおり中折れしています。

本件はこれまでどの議員も指摘していませんが、昨年第3回定例会の一般質問で、市から補助金が出ている市民協議会が領収書も提出して会計を公開するようになり、税金での飲食について認められないとの自浄作用が働いている例に学んでほしいところです。今後もリスクに近づかない遠足議員を反面教師として本件の追及を続けると表明して、発災時の準備の質問に移ります。

災害発生時の運用としては、各協定先の事業者の配送センターから配送されるとの答弁でしたが、その拠点となる配送センターの所在地は具体的にどこなのでしょう。それが本市から遠方であれば、実際に配送してもらえるのか、現実性に欠ける計画となっていないでしょうか。

また、発災時に全国から支援物資が一斉に届けられることとなりますが、実際には新品でなく使わなくなった衣料品が含まれたり、品目がきちんと仕分されずにまとめ

て送られる物資が多く、そうなればごみとなり、被災した自治体で仕分ける手間が非常に負担になるので、能登半島地震では送付を断っています。

本来、都道府県がこの広域的な調整を行うべきであると考えますが、例えば近隣の被災していない自治体にそういった支援物資を配送してもらい、そこで一旦仕分を行ってもらってから被災した自治体に配送してもらうといった協定をあらかじめ締結しておくことはできないのでしょうか。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

協定先の配送センターにつきましては、いずれも災害の程度、道路の状況によって発災時に指定されることになるものと思われます。

DCMダイキ株式会社は、近隣では奈良県、岐阜県など、その他全国に20か所、スギホールディングス株式会社は、基本的に堺物流センターがございますが、関西にその他4か所、全国に19か所設置されており、そのいずれかの配送センターから配送されとのことでございます。

なお、集積場所から各避難所への配送につきましては、災害時の事務分掌である食料物資部により使用可能な公用車を調達し、あるいは物資の配送に係る協定を発動し、各避難所に必要な物資を配送することとしております。

次に、物資の仕分に関する協定につきましては、現在、堺市を含む9市4町で泉州地域災害時相互応援協定を、また、全国の施行時特例市20市で全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定を締結しております。同協定では、本市は茨木市、宝塚市、加古川市と同じブロックに所属しており、泉州地域が被災した場合には相互応

援を行う協定内容となっておりますので、有事の際、議員御指摘の依頼ができるよう協力体制の構築に努めてまいります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

南大阪が被災した場合、本市が協定を結んでいる自治体のいずれも遠方でありますので、市長には葛城山を越えて隣接する紀の川市などへも協力の呼びかけを提言しておきます。

次に、本市の臨海部の防災対策についてお聞きします。

高石市の臨海部は大阪府のコンビナートに関する防災計画に基づき災害対応することとなっているようですが、この防災計画は本市にも及ぶものでしょうか。

さきの東日本大震災において、宮城県石巻市では、津波による自動車の浸水からの出火により、気仙沼市では港のタンク22基が津波に流され、200リットル入りのドラム缶5万7600本の油が流出し、津波火災と言える大規模な火災が発生しました。

本市でも臨海部に出光興産株式会社岸和田油槽所のような危険物タンクを有する事業所がありますが、どのように対応するのでしょうか。また、大きく被災した場合、国による職員の派遣制度があると思いますが、どのような支援を受けることになるのでしょうか。

○烏野隆生議長

田中消防長。

○田中貞行消防長

議員お示しの高石市の防災計画は、石油コンビナート等災害防止法に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画で、堺泉北臨海地区に係る計画であり、本市の臨海部は対象ではございません。

出光興産株式会社岸和田油槽所では毎年、

タンク火災や海上への危険物漏えいによる火災を想定して、海上保安署及び消防署と連携した防災訓練を実施しています。

津波による火災等の対応については、津波の状況を考慮しながらの消防活動になります。市内の他の災害の状況、人命危険、延焼拡大の状況などから優先順位をつけて、限られた消防力を投入することになります。

東日本大震災規模の災害であれば、緊急消防援助隊の支援を受けることになると考えられます。緊急消防援助隊は、消防における職員の派遣制度です。消防組織法に基づき編成される消防の応援に関する部隊であり、被災規模に応じて必要な部隊、人員等を要請することができます。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

応援していただけるのは、総務省からの一般職員派遣もあると聞いています。地理が分からない他市から援助に来てくれた職員でも即戦力となれるように、準備もしておいてもらいたいと思います。

最後に、災害時の基金について、大規模な災害が発生した場合、復旧や復興のための国からの交付金などを受けるため、基金を設置している自治体が多いですが、いずれも災害発生後であり、また、国からの交付金は基本的に使途が申請時の内容に限定されており、被災自治体からも使いにくいとの声が出て、独自の基金を創設し、そこに義援金を入れて復興資金とする例もあります。

そこで、災害が発生した場合、本市が自由に使途を決めることができる基金をあらかじめ設置しておいて、義援金や寄附など、あらゆる原資をためる受け口をつくっておくことはできないのでしょうか。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

大規模な災害が発生した場合には、市民の生活に直結した緊急を要する対応が求められます。その際には、財政調整基金などを活用して、直ちに災害対応を実施してまいります。

議員お示しの復旧や復興のための基金につきましても、能登半島地震の際にも、国の制度の隙間を埋めるための地方独自の施策を複数年度にわたり弾力的に実施し、被災地のニーズにきめ細かく対応した事業を機動的に展開するため、災害発生後に県や市で設置しております。本市においても、基金の設置について、災害発生時に速やかに対応できるよう、引き続き他市事例等を研究してまいります。

なお、ふるさと寄附条例に災害に強いまちづくりに関する事業の項目がございますので、それを財源といたしまして、災害に対する備えを強化してまいります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

災害では、政府や国に頼る面も大きいわけですが、防災庁の設置は石破首相の看板政策でありながら、就任直後の今年1月17日は水戸の梅まつり、筑波山梅まつり関係者の表敬訪問を優先し、阪神・淡路大震災の30年追悼式典に出席していませんし、参議院選の公示翌日に、石川県輪島市を訪れた際、能登半島地震の復旧、復興には具体的に触れず、能登から県内有権者に電話をかけて投票依頼をしたように、被災地については忘れられているようですし、パビリオン工事業者の未払い問題を無視する吉村知事も、失敗万博の宣伝はしても、カムチャツカ沖地震の際、避難呼びかけは津波の到達後で、しかも視覚・聴覚障害者に適切

な案内はなく、海外観光客が大勢いるのに日本語のみの案内で、亡きがらの博覧会を所望しているかの所業でした。

こんな国家や府は頼りになりませんので、支援物資の仕分では近隣市と協定を結び、ペットの避難については同室避難所も予定していただいておりますが、さらなる避難所の増加を提起し、2024年8月29日の本会議での私の質問に、永野前市長は、議員が御指摘のブラインド型でいかなる事態にも対応できるような組織をつくっていけということは非常に重要なことでありますので、今後ブラインド型の訓練についても可能な限り取り入れて、我々も不測の事態に対応できるようにトレーニングを積んでまいりますと答弁していますので、市長には11月の防災訓練でのシナリオなしの防災訓練を楽しみにしていることをお伝えして、池等売却時の手続の質問に移ります。

財産区協議会並びに町会や水利組合などで処分について議論された会議録の提出を求めているとの説明がありました。

私は情報公開請求でその会議録なるものを取得したのですが、1つの例を挙げますと、同じ日の同じ場所で、ほぼ同じメンバーが、18時半から水利組合、実行組合の会議が、19時から町会の会議が、19時半から財産区協議会の会議が立て続けに30分ごとに開催されたとあり、いずれの会議でも活発な質疑応答が行われ、その後の賛否を問うところ賛成の声が上がったなどと記載されておりました。しかし、後に町民から、池を売ることが町民は知らないとの苦情が入っています。市としては関係団体の同意書や処分してほしいとの申請書があればそれでいいのですが、本当に議論の場が設けられたのか、一部の役員だけで勝手に決めたのではないのか疑問に感じます。

財産区財産の処分に当たって地元で適切

に議論されているのかどうか、少なくとも
会議録に関しては、発言した内容がそのま
ま記載された逐語録とその音声データを提
出させるべきと考えますが、いかがでしょ
うか。

○烏野隆生議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

財産区財産を売却するに当たっては、地
元で十分に議論され、判断されるべきと考
えるところです。処分申請や同意書の元と
なる議論の内容についても確認できるよう
検討を進めてまいります。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

議事録については、池を売ったほかの集
落に、市に提出する議事録の書き方を習っ
ているとの話も聞きます。つまり、実質的
には議事自体がなく、住民の思いとは無関
係にしゃんしゃんで、池を売って大金を手
にする目標のためには手段を選ばないとな
っている蓋然性があり、それに対して形式
的な資料の提示しか求めない市も、そのよ
うな疑念に対して善意の第三者を装い、結
果的に売却益を得られるのだからと見て見
ぬふりをしていると考えられます。

池の売却に対して真摯に議論した実態が
あるのならば、それについても後に検証で
きるように逐語録と録音データの添付は必
須であると考えますので、本来であれば、
これまでの議事録についても白熱した議論
の逐語録も求めるころではありますが、
法の不遡及の原則がありますので次回から
とし、夏の子供たちを守る対策について伺
います。

気候変動によって暑さが増し、日差しが
強い期間が長くなり、日傘や帽子を使用し
て通学している子供たちを見かけるように、

紫外線対策の必要性が高まっています。

メディアでは、佐々木洋金沢医科大学教
授の研究が多数取り上げられていて、小児
期や青年期などに目に多くの紫外線を浴び
たり、直接の太陽光の熱や外気温によって
目の水晶体の温度も高くなると、比較的早
い時期に白内障を発症しやすくなると発表
されています。健康教育や健康被害を防ぐ
観点からサングラスなども子供たちには必
要かと思いますが、対応についてはどのよ
うにお考えでしょうか。

○烏野隆生議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

紫外線対策といたしまして、つばの広い
帽子を着用したりですとか、日傘を利用し
たり、あと日焼け対策をしたり、サングラ
スやUVカットつきの眼鏡着用などが考え
られるんですけども、私どもとしましては、
紫外線が子供の目に与える影響を踏まえて
子供や保護者にそれを啓発していくこと、
もしくは健康管理の観点から、レンズが透
明なUVカットの眼鏡の使用を認めること
というのは望ましい対応であると考えては
ございます。

ただし、目に関する対策というのは全国
的な課題でもございまして、日本眼科医会
などのエビデンスに沿った見解を基に、国
において統一的な見解が示されることも必
要と考えてございますので、それを持ちま
して、本市の対応について、さらに検討を
進めてまいりたいと考えてございます。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

佐々木教授は、一方で、太陽光には子供
の近視が進むのを抑える効果や、骨の強化
や免疫力向上に役立つビタミンDを作り出
すといった利点もあるので、過度に恐れる

のではなく、目を守りながら外で遊ばせるといった対応が妥当だとも言われています。また、そのような研究だけではなく、東日本大震災以後、復興支援のため、眼科の医療機関が少ない岩手県釜石市に540キロメートル離れた石川県から毎月13年間通い続け、白内障手術を今年6月までで5295回されている方だとも、その偉業を紹介しておきます。

2023年には、気候変動適応法の改正で熱中症対策が強化され、暑さ指数が35以上になると予想される場合に、環境大臣が熱中症特別警戒情報を発表する制度が新設されています。

大阪府のホームページに本市の名前は掲載されていませんが、府内避難所としてクーリングシェルター1034軒と、暑さをしのげる涼しい空間であるクールオアシス368軒が記載されています。

今年6月は全国的に過去最も暑い6月で、熱中症で救急搬送された人は全国で1万7229人と去年6月の2倍以上となり、同月の調査を始めた2010年以降、最も多くなっており、厚生労働省が公表している6月から9月までの熱中症死者数も2024年には過去最多の2033人に上り、同年の交通事故死者数は2663人と、ほぼ同水準となっています。

現在大規模改修が行われている八木北小学校で、施工業者の矢野建設株式会社に聞いたところ、断熱窓に交換しているが、日が差す窓では遮熱カーテンも加えて設置したほうがいいとのことでした。

埼玉県所沢市では、世襲で2022年には前年、統一教会にエールを送っていたことが報道されても、反省はそんなにしていません、もう行かないとは言えないと答えた藤本正人前市長が、2012年に所沢市立狭山ヶ丘中学校の冷房化工事を中止する意向を表

明し、その理由を、2018年所沢市新春のつどい挨拶では、暑さに耐えることは子供の教育上意味がある旨説明し、報道されています。同市には入間空軍基地があり、47分の29校が防音校舎となっており、結果的には2019年度末をもって全校にエアコンが設置されましたが、このように日本軍には優しく、子供たちには厳しくしないよう、佐野市長には望みます。

そして、核抑止論などと勇ましいことを言う政治家がおり、本市議会でもにじの会と共産党以外は核兵器を使い、また自らが被爆することに賛成していますが、今年は東京気象台が気象業務を開始して150年の節目となる気象データと戦争は密接な関わりがあり、国防などと殊さらに言い立てるのであれば、この必然性のない異常気象による死から政府は国民を守れと強く主張して、荒廃竹林の利活用の質問へ移ります。

竹の活用量を増やしていこうという考えは分かりました。付け加えるならば、その場で発生した問題はその地で解決していくため、神戸市のように現場でチップとし、岸和田市内で発生した伐採竹を市内で活用していく姿も市民に見ていただければ、よりよい仕組みになると考えます。

次に、活用を進める中での教育との連携について質問します。

去年は竹5000本を使った巨大アートの製作に小学生が参加したり、今年は海に竹の枝葉を沈めてアオリイカの産卵を助ける取組に小学生が参加したりしていると聞いており、これらは充実した体験活動と言えると思います。今後も竹を活用していく中では、ぜひ教育と絡めながら進めていただき、本市の特色ある教育としてPRすべきです。さらに、そのための庁舎における体制や関係機関との連携体制の構築が重要であると考えますが、今後の計画等があればお答え

ください。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

今後の計画と連携体制でございますが、今年度実施しているアオリイカの産卵床につきましては、パンダバンブープロジェクトの一環でプロジェクトチームを立ち上げ、実施しているところでございます。プロジェクトは複数の課が参加しており、教育に関連する内容については公園緑地課をハブとして、学校教育課や関連機関と連携して進めております。

今年度の取組は、修斉小学校やアドベンチャーワールド、大阪府漁業協同組合連合会が連携して年間を通じて計画的に実施しており、1学期は産卵床の制作に関わる授業を行いました。2学期以降も継続して取組を進め、3学期にはインターネットテレビで、これまで学んだことをまとめ、発表していただく予定でございます。

アオリイカの産卵を助ける取組につきましては、確認調査したところ、今年は水温の上昇が著しく、産卵を見ることができず、残念な結果に終わりましたが、アオリイカの食料となる魚が食べるワレカレという甲殻類が多くついていることが確認できました。食物連鎖の基礎の部分の生成には寄与できたと考えております。今後も新たな竹の活用方法として、海をフィールドとした事業を継続してまいりたいと考えてございます。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

アオリイカ産卵床が今すぐにイカの漁獲高に反映されるとは思いませんが、白浜の産卵床付近では、よくイカが釣れるようになったとも聞いております。

アドベンチャーワールドにまたパンダは戻ってくると期待はしていても、7月の参議院選挙で鎖国をも公言するような参政党や日本保守党など排外主義者が当選したことも遠因として、現在、本市の竹を供給できなくなっていることは非常に残念なことであります。それとは別に荒廃竹林の問題は残っていますから、多様な方法で解決への模索を継続していただくことが大切だと考えます。さらに、その事業で子供たちの豊かな知識と経験につながる取組があれば十分価値のあることではないでしょうか。

子供の貧困問題では、学習格差だけではなく体験格差も指摘され、それが夏休みなどの長期休みの期間に広がると言われています。自然の中での感動体験などの非日常体験が子供の自己肯定感を高めたり、今、幸せだなと感じる主観的幸福感を高めることで生活習慣病のリスクを下げ、結果的に健康寿命が延びるとも言われています。

環境教育の面では、今や飲食物だけではなく空気からも体内に入り、脳や臓器に蓄積し、心臓病や脳卒中のリスクを高める可能性があると言われていているマイクロプラスチックについても、本市では2019年にきしわだプラスチックごみゼロ宣言をしておりますので、ごみの生分解処理とも併せてお伝えいただくよう提言して、申請書等の見直しの質問に移ります。

私はよく、なぜこの決まりがあるのか、その本旨は何かと、決まりだから守れと言う人に聞き返します。政治家も含めて、それに対して論理的返答がなされることはほぼありません。決まったことだから仕方ないとの考えは、同調圧力の中で、合理的理由をもって守る必要性に欠けるのではないかと、自分の頭で考える人を思考停止の多数で排除する構図となります。考えることは邪魔くさい、だから考え、意見を言う

者こそ数の力で排除すればよい、が蔓延して、改善が図られることはありません。議会を含めてそのような空気が蔓延していますが、私は考え続けると宣言して、水利組合の質問に移ります。

市の説明では、通路橋を設置する場合、申請者、代理者が水利組合と協議して、結果的には水利組合に同意いただき、申請書に添付しなければいけない手続となっています。この同意の際、寄附金を求められるケースがあると聞いています。

本来、水利組合が日常から水路の管理をしているなら、その作業に費用はかかり、通路橋が設置されたことにより、より維持管理に手間がかかるならば理解できます。しかし、日常の維持管理として水利組合が清掃を行っていないケースも見受けられると思います。こういった場所に設置するのは、水利組合が管理しているとは言いにくく、同意の際、寄附金を支払う必要はないと考えますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

通路橋等の設置については、設置の工事を行うことや水路に蓋がかかることから、清掃等については、どのような形であれ、何らかの影響があると理解してございます。市としては、その協議の在り方、内容については関与していない状況でございます。

○烏野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

実態として当該管理組合が自身で清掃等管理してないケースは、管理していない水路として、そもそも同意は不要ではないでしょうか。

○烏野隆生議長

高比良議員。ぎりぎりなんですけど、も

う60分の持ち時間が終わりましたので、質問を中止させていただきます。

高比良議員の一般質問を終了します。

なお、一般質問における高比良議員の発言について、不穏当と思われる部分がありますので、後日会議録を精査し、必要な措置を講じることとします。

暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午後 1 時再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、中岡議員。

(4 番 中岡佐織議員登壇)

○4 番 中岡佐織議員

大阪維新の会の中岡佐織です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様におかれましては、質問の趣旨を御理解いただき、市民の皆様にも的確で分かりやすい御答弁をよろしくお願い申し上げます。また、議員の皆様におかれましては、しばらくの間御清聴賜りますようお願い申し上げます。

私からは 2 点、通告に従いまして御質問させていただきます。まず 1 点目は、朝の「小 1 の壁」に関する本市の現状について、2 点目は地元企業の人手不足解消と多様な働き方への対応についてお尋ねいたします。

それでは、各質問の趣旨を述べさせていただきます、個別の課題について質問を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず 1 つ目は、朝の「小 1 の壁」に関する本市の現状についてということで、他市事例を踏まえて質問させていただきます。

大阪府豊中市では、市立の小学校の校門を午前 7 時に開け、児童を体育館などで見守る事業を実施されています。2024 年 9 月の豊中市長会見によれば、1 学期の利用者は延べ約 5900 人に上り、市長はこれほどのニーズがあるとは思わなかった、さらに拡充したいと述べられています。

この事業は、いわゆる朝の小 1 の壁を踏まえて始まったものです。共働き家庭では、小学校入学前は延長保育を利用して午前 7 時から子供を預けられますが、入学後は預

け先がなく、早く出勤しなければいけない保護者にとっては働きづらい状況にあります。そこで、豊中市は今年度から市立小学校 39 校全てで開門時間を早め、登校児童を受け入れているそうです。見守りは教育委員会から委託を受けた各校 2 人のスタッフが担っており、教職員の負担は増えてはいないそうです。

こういった、子供が小学校に入学すると登校時間が遅くなるため、保護者の働き方に影響が出たり、子供が 1 人で過ごす時間が生じる朝の小 1 の壁の問題を踏まえ、今年 3 月にこども家庭庁は全国の自治体に対し、地域ニーズを把握した上で適切な対策を進めるよう通知すると報道がなされました。

その後に公表された調査結果によれば、調査は昨年度、全国 1741 市区町村を対象に行われ、1017 自治体から回答があったとのこと。そのうち、小学校の登校時間より早く保護者が出勤する場合の対策として、朝の子供の居場所確保に向けた取組を実施している自治体は 1.4% に当たる 14 自治体、検討中は 1.7% に当たる 17 自治体にとどまり、合わせても 3.1% でした。これに対し、実施していない、または未検討は 96.7% で 983 自治体に上り、残りは無回答とのことですが、環境整備はほとんど進んでいないという実態が明らかとなっています。

また、実施していない、未検討の自治体に課題を尋ねたところ、最も多かったのは居場所運営に従事する人材の確保が難しいが 70%、次いで、居場所の確保、調整が難しいが 42.9% とのことです。

そこで伺いますが、本市としてはこの調査に対しどのように回答したのか、また、保護者から寄せられた声や、子供が 1 人で過ごさざるを得なかった事例などありましたら、把握されていましてら教えていただ

きたいと思います。

次に、2つ目は地元企業の人手不足と多様な働き方に伴う雇用ミスマッチの課題についてです。

全国的に中小企業の人手不足が深刻化しています。少子高齢化による労働力人口の減少、都市部への人口集中、産業構造の変化などが重なり、都市圏、地方を問わず、多くの企業が必要な人材を確保できない状況です。

帝国データバンクの調査では、2024年初頭には正社員が不足と答えた企業が全体の52.6%、同年夏の日本商工会議所の調査では、中小企業の63%が人手不足と回答しています。2025年1月時点では53.4%に達し、コロナ禍以降で最悪の水準となっています。

人口減少が進む中で、働き方をめぐる課題は次の3点に整理できると思います。1つ目は、地元企業での人手不足の顕在化。2つ目は、市民から近くにいい仕事がないという声が多い。3つ目は、働き方の多様化により、超短時間のいわゆる隙間バイトが一般化してきた。

このミスマッチ解消を担う存在として、大手Indeedやタイミーなどの求人バイト検索サービスや隙間バイト特化型サービスがありますが、これだけでは課題は解決されません。というのも、中小企業は新しいこういった求人ツールに対応する余力が乏しかったり、地元求人は少なく、大阪市など都市部の案件に偏る傾向があります。さらには、隙間バイト市場には闇バイトなどというものも紛れ込むリスクが報道でも取り上げられ、問題となっています。

こうした企業、市民、市場、それぞれの課題が重なり、雇用のミスマッチが生じています。本市において、人手不足解消や雇用ミスマッチの是正に向けた現状並びに実施している支援策があればお示しください。

あとの質問は自席にて行わせていただきます。まずは御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

御質問の1. 朝の「小1の壁」に関する本市の現状といたしまして、昨年度実施されましたアンケート調査について、子ども家庭応援部より御答弁いたします。

昨年、民間会社から、こども家庭庁の採択を受けたので、小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査に御協力くださいとの依頼がございました。そのアンケートの内容の1つに、平日の朝のこどもの居場所に向けた取組についてという質問がございまして、本市では実施していない（未検討）、また、課題につきましては、居場所運営に従事する人材の確保が難しいと回答しております。就労に影響した具体的な事例などは、子ども家庭応援部では把握しておりません。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

御質問の2. 地元企業の人手不足解消と多様な働き方への対応につきまして御答弁申し上げます。

市内における人手不足の状況と人材確保、雇用維持に苦慮されている事業者からのお声は当方も把握しているところでございます。そのような中、地域就労、人材確保に向けた取組といたしまして、岸和田商工会議所やハローワーク岸和田などと共に設置している岸和田雇用対策委員会におきまして、毎年、きしわだ就職フェアを実施しておりまして、事業者と幅広い世代の就労を希望される方とのマッチングの機会を提供してございます。

また、同様の取組となりますが、貝塚市や両市の商工会議所を中心に実行委員会を設置し、岸和田・貝塚合同就職面接会も開催してございます。

ほかには、令和5年度から市内での地域就労及び雇用促進を目的に、奨学金を返還しながら市内で働く市民へ返還金に対する助成を実施してございます。本事業は徐々に認知され、そのニーズを実感しているところでございます。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

それでは、それぞれに進めさせていただきます。

子ども家庭応援部からは、実施していない、また、課題については、居場所運営に従事する人材の確保が難しいと本市は回答したと御答弁いただきました。

学校では、これまでに朝の小1の壁対策として、早朝対応や見守り体制の整備などの取組はありましたでしょうか。もしあった場合、その成果と課題についてお聞かせください。

○烏野隆生議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

朝の小1の壁については、我が国のこれからの社会、経済に関わる大変大きな国民的課題であるというふうに認識しております。

岸和田市の学校園の中には、学校長がそれぞれの学校の事情に合わせて、朝の8時前後から校門を開けて、校庭やあるいは図書室で子供たちを受け入れる、さらには遊具を貸し出すなどの取扱いをしているところがございます。ただ、単に鍵を開ければいいという問題ではありませんで、当然、子供たちの安全を見守らなければならない、

不審者の侵入に備えなければならない、さらには学校施設についても安全管理をしなければならないということで、大変大きな負担がかかっております。

それでなくても子供たちの授業を充実させよう、子供たちに向き合う時間をできるだけつくろうということで、各学校園では教職員の働き方改革を進めておりますけれども、こういう朝の小1の壁への対応というのは当然、時間外でございますので、教職員にとっても大きな負担になり、働き方改革にも水を差すものであるというふうに考えておりまして、このような課題について、教育委員会や学校が対応すべきものなのか、ちょっと言葉が過ぎるようでしたら、教育委員会や学校だけが対応すべきものなのかということについて、私は大いに疑問を持っているところでございます。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

保護者の御希望を受け、学校ごとに対応してくださっていることが分かりました。朝の時間帯、そして今おっしゃったとおり教職員の勤務時間前の学校ごとの門扉の開閉時間、開閉者、児童生徒へ教室の鍵を渡す時間、教室が開くまでの各学校における取決め等が、このように本当に細かく調査していただいていることを私も教えていただきまして、教育長がおっしゃったとおり、学校の負担が非常に大きくなっていると感じました。

冒頭に豊中市の事例を御紹介させていただきましたが、神奈川県大磯町でも、全国に先駆けて10年前から朝の小1の壁の解消に取り組んでおられるそうです。町立小学校の敷地内で午前7時半から子供を受け入れ、登校時間までの間を過ごせる朝の子どもの居場所づくり事業を2015年度に県のモ

デル事業として開始し、その後も町独自で継続しています。利用には事前登録が必要で、保護者が子供を送り届ける仕組みですが、登録者は2019年度の40人から2024年度には約120人へと増加し、事業を運営する民間事業者からは、朝に子供を預かってくれるので大磯町に引っ越してきたという方もいますとの声も聞かれ、保護者からはここがあるから安心して働けるといった評価が寄せられているそうです。

また、東京都三鷹市では、2023年度から市内全15の小学校で午前7時半に校門を開け、始業前の8時15分まで子供たちが校庭で過ごせるようにしたそうです。こちらは事前登録も不要で、保護者の送迎も求めず、各校でシルバー人材センターの職員2人が見守りに当たってくださり、利用者は多い学校で1日160人、少ない学校でも20人程度に上り、保護者の就労支援のみならず、子供が友達と遊ぶ居場所としても機能しているそうです。

ただ、冒頭に紹介した豊中市では、事業開始後にアンケートを行い、1日平均利用人数が多い学校もあれば、1校当たり2人程度、また利用者ゼロの学校もあるそうです。地域ごとのニーズの差が明らかになっています。豊中市の利用者の低い学校の原因については、同市教育委員会の御担当者は、事業が子育て世帯に周知されたのが昨年3月で、既に会社との勤務時間の調整が済んでいたことが一因では、と語っている報道も目にしましたが、利用が少ないままではニーズがないということなので、継続は要検討となると思います。

シルバー人材センターや民間事業者、有償ボランティアなどの委託をするにも予算が必要であり、その限りある予算をニーズのない不必要な部分に投じることは無駄となりかねませんので、ただ事業を進めれば

よいのではなく、実際のニーズに合わせて取り組むことが重要だと思っています。モデル事業の検討や事前ニーズ調査等の意見聴取を行う考えはありますでしょうか。

○烏野隆生議長

津田子ども家庭応援部長。

○津田伸一子ども家庭応援部長

早朝の居場所づくりにつきましては、教育委員会をはじめ関係部局とともに、本市にふさわしい在り方について調査研究する必要があると考えておりますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、運営に従事する人材の確保が難しい、また施設管理やトラブル対応など課題も多いため、慎重に対応してまいります。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

調査研究する必要があるとお答えいただきました。朝の小1の壁への対応は、単に登校時間や放課後の預かり時間を延ばすだけの話ではないと思っています。保護者が安心して働き続けられる環境と、子供たちが安全で豊かな時間を過ごせる環境を両立させるというのは、まちの未来に直結する課題です。

長期的な理念として、できるだけ小さな子供は保護者と長く過ごさせてあげたいと思いますので、本来、こどもまんなかを掲げるのであれば、リモートワークやフレックス制の導入など、企業や社会全体の働き方改革が必要だと思っています。しかし、現状ではまだ十分に整っておらず、早朝から子供を受け入れる仕組みがなければ、やむなく就労形態を変えざるを得ない保護者も出てきます。結果として、育児によってキャリアを断念せざるを得ないのは、今は多くの場合が女性です。

したがって、本市でも調査により朝の小

1の壁へのニーズがあれば、教職員の負担をこれ以上増やすことなく、朝の一、二時間程度の隙間バイトのような時間となりますが勤務でき、かつ安心な人材を確保できる仕組みを行政が支援する必要があるのではと考えます。

こどもまんなかの理念を実現するためには、保護者の働き方や制度を支える側の事情も含めて多面的に考えることが重要だと思っており、特に共働き家庭や独り親家庭においては、柔軟な早朝の居場所づくりは、女性をはじめとした働く世代の就労継続を力強く後押しするでしょう。

さらに、これは単なる子育て施策ではなく、地域の労働力確保や経済活性化にも直結する施策です。さらに、大磯町の例に見られるように、子育てしやすい環境は他市からの移住を促す魅力にもなります。

岸和田市においても、まずは地域のニーズを丁寧に把握し、保護者と子供に寄り添った持続可能な仕組みを整備することで、こどもまんなかの理念を尊重しながら、働く世代の意欲やキャリアを支える社会を実現し、選ばれるまちづくりを加速していただきたいと要望して終わります。

続いて、地元企業の人手不足解消と多様な働き方への対応についての質問に移らせていただきます。

まずは、多様な層の地域定着に向けた就業支援についての観点からです。デジタル庁では、自治体のデジタル地方創生を推進するため、地域の優良なデジタル実装を支えるサービスやシステムをカタログ化するとともに、デジタル地方創生サービスカタログを公開しているのですが、その中に単日短時間就労マッチングの地域版プラットフォーム、自治体マッチボックスというのが掲載されています。

それを町公式として利用したギグワーク

プラットフォームで就労と雇用の機会を拡大している新潟県湯沢町のゆざわマッチボックスという取組の御紹介なのですが、町公式の求人マッチングサービスで、地域企業が募集するギグワークの情報を住民向けに提供するという新たな仕組みです。ギグワークとは単発、短時間で自由に業務を請け負う仕事のことで、働き方にも多様性が求められている今、数年前から注目度が高まりつつあり、今や一般化していると言っても過言ではないと思います。

この雇用プラットフォームサービス、マッチボックスは、企業と働き手を直接つなぎ、人材募集だけではなく、シフト管理、労務管理までを一貫して行い、業務効率化を図る独自の仕組みを備えているそうです。そのセルフソーシングシステムと呼ばれる仕組みにより、確保した人材情報をプールし再活用できるため、派遣会社などに頼らず採用活動の内製化が見込めるそうです。

ただ、実は当初、湯沢町でも提案先の企業側からは求人掲載に抵抗感を示されることが多く、多くの企業は長期雇用を前提で募集するのが慣例で、ギグワークのニーズには懐疑的だったそうです。しかし、賛同する企業が徐々に増加し、その結果、掲載求人総数はサービス開始約1年後の令和5年3月時点では1万6800件を超えたそうです。

そして、この雇用プラットフォームサービスでは、子育てや介護中の方、退職後のシニア、Uターン・Iターン希望者、学生など多様な層の就業を促進し、地域定着や転出抑制につなげる事例があるそうですが、本市においても、若者の流出防止や女性、シニアの活躍促進の観点から、こうした柔軟な就業支援策を検討する考えはあるか伺います。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

議員お示しの若者の流出防止や女性、シニアの活躍促進など、多様な層の就業を促進することは重要な視点であると認識してございます。

また、岸和田雇用対策委員会の場合などにおいて、関係機関や関連団体との意見交換、情報共有を図っており、その中でも柔軟な働き方に対する就業支援の必要性については、度々課題として上がっているところがございます。まずは状況の把握と、市としての支援について、他市事例など調査研究してまいりたいと考えます。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

そういった課題が度々上がっているということが分かりました。

先ほどの先進事例の新潟県湯沢町の運用を受け、新潟県の補助や国の交付金も利用できたこともあり、その後新潟県内の新潟市、長岡市、見附市、佐渡市、南魚沼市などで同様のサービスの導入が増え続けています。また、全国放送のテレビニュースでも取り上げられたことで、関西、中部、九州など全国の自治体にも広がりつつあるようです。

本市から近いところかというと、早くも泉佐野市もこの自治体公式の雇用プラットフォームサービスをスタートさせました。泉佐野市では、まだスタートしたばかりで登録件数は少ないようですが、公民連携型といったこのプラットフォーム、自治体マッチボックスを市公式として導入し、1日単位や短時間の柔軟な就業機会を提供しています。

自治体公式の雇用プラットフォームサービスは、過去アナログだった求人情報の提

供をデジタル化し、スマホでマッチングできる手軽さに加え、自治体公式という点が一番大きかったと考えています。働く側にとって安心感がある、自治体公式だから登録したとの声をよく聞きますと湯沢町の担当課のお声も目にしました。

冒頭にも申し上げました課題を同時に解決するためには、自治体が主体となり、民間求人事業者、商工会議所、ハローワークなどと連携し、弱点を補い合う仕組みが有効ということだと思います。本市では、こうした求人広告事業者や関係団体との連携についてどのように考えているのか、また、1日単位や短時間の柔軟な就業機会を提供する自治体公式の雇用プラットフォームサービスのような、公民連携型プラットフォームの導入可能性や効果検証を行う考えがあるのか教えてください。

○烏野隆生議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

先ほど御答弁いたしましたように、本市では、関係団体と連携して事業を実施してございます。議員お示しのマッチボックスのような新たな民間事業者との連携によるプラットフォームの導入につきましては、まずは隙間バイトについて本市での状況の把握に努め、関係機関の御意見も伺いながら、費用負担やその成果などについて、泉佐野市や他府県の先進事例を情報収集するなど、調査研究に努めてまいりたいと考えます。

○烏野隆生議長

中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

情報収集や先進事例の研究に取り組んでいただけるとの御答弁、ありがとうございました。

地方自治体に取り組んできた行政改革の

取組を発表し表彰する大会で、全国知事会先進政策バンクの優良事例としても評価されている行革甲子園を御存じでしょうか。昨年も「行革甲子園2024～地方公務員が放つ！愛顔あふれる未来への一打～」が松山市で開催され、35都道府県78市区町村から97事例ものの応募がありました。

その中で、新潟県湯沢町のデジタル技術を活用した労働環境提供・効率化事業が審査委員長特別賞を受賞しました。1日単位や短時間勤務のギグワークを紹介する求人サイトを自治体公式として開設し、人手不足の解消と多様な働き方の確保を同時に実現した点が高く評価され、オンライン投票でも最多得票を獲得しました。湯沢町の担当課による分かりやすい発表動画も公開されていますので、ぜひ研究の1つとして御覧いただきたいと思います。

総務省の労働力調査によれば、非正規雇用を選ぶ理由の最多は「自分の都合のよい時間に働きたいから」であり、育児や介護との両立を理由とする人も増えています。

私の1つ目の質問で取り上げた朝の小1の壁でも、朝の1時間ほど子供を見守る人材の確保が難しいとお話がありました。しかし、例えば保護者が自分の子供と一緒に登校し、そのまま1時間だけ隙間バイトとして他の児童と一緒に見守るギグワークなどがあれば、担い手は保護者の中といった身近なところで見つかる可能性もあります。こうした潜在的な労働力が地域で活躍できる環境を整えることは、人手不足の解消のみならず、定住促進や人口流出の抑制にもつながるのではないかと考えています。

一方で、企業が独自にギグワーカーを雇用する仕組みを構築するのは容易ではありません。その点、自治体公式の雇用プラットフォームサービスは、労務処理や人材管理を効率化し、安心した雇用環境を実現で

きる強みがあります。短期雇用が長期就業に発展する事例もあり、地域経済の活性化や多世代の活躍推進に資するものと考えます。

日本社会は2040年問題という大きな課題に直面します。雇用環境の充実、地域の持続可能性を高める上で不可欠です。国の支援もあるこの取組について、ぜひ調査研究を進め、柔軟で安心な就業機会を提供できるよう検討を要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、米田議員。

(20番 米田貴志議員登壇)

○20番 米田貴志議員

公明党の米田でございます。今回の私の質問のテーマは3つでございます。

1つ目の質問テーマは、「平和教育」についてであります。先般、会派で長崎市に伺い、取り組まれている平和教育について学ばせていただきました。それが、本市において非常に参考になるのではないかと考える部分が多々ございましたので、本市でも取り入れていただきたく、テーマといたしました。

2つ目のテーマでございますが、スポーツ活動の振興ならびに普及についてであり、こちらも先般、個人的に参加させていただいたスポーツイベントを通して実感したことをベースに、これまで温めていた思いを重ねて質問いたします。

3つ目は、家庭用廃食油のリサイクルについてであります。過日、国内初のSAF生産工場が堺市に完成いたしました。そこへ担当部局と共に会派で伺いました。そこで廃食油のリサイクル化において、本市だからこそ可能と思える次世代の取組があり、そちらへの転換を視野に質問させていただきます。

いずれも本市に有益な取組となることを願い、それでは、議長からの発言の許可の下、通告に従い質問に移ります。

「平和教育」について。

戦後80年を迎え、広島県、長崎県では平和祈念式典が厳かに行われ、全国民が改めて平和について自身に問いかけ、平和への踏み出す一歩の大切さを改めてかみしめられたのではないのでしょうか。

その一方で、いまだロシアによるウクライナ侵攻は終わりが見えないばかりか、相変わらず国際秩序を無視した一方的な力による現状変更を認めさせるため、人類が求める平和に反して、核による威嚇すらちらつかせています。この間、戦禍に苦しみ、亡くなられた方々や御遺族の怒りはどこにぶつければよいのでしょうか。

冒頭に申し上げましたが、戦後80年経過した今もなお愚行は繰り返され、愚かな指導者は存在し、人々を誤った方向へ導いています。人類が希求する恒久平和は誰の手によって実現されるのでしょうか。結局は人の手によって実現されなければなりません。一日も早く、イデオロギーや宗教などの差異を超えて、全人類が手をつなぎ、平和への第一歩を踏み出すべきであることは言うまでもありません。だからこそ、ここ岸和田市から平和をつくり得るリーダーを一人でも多く輩出できる環境をいかに整えるのか、そして、次の世代にも引き継いでいただけるのか、これは私たちに今課せられた責務ではないのでしょうか。

さて、教育基本法に記された教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成であります。非常に重要な一文であります。

そのことを踏まえ、本市は、我々公明党の提案を真摯に受け止めていただき、平和

教育基本方針を令和4年度に策定されました。改めて感謝を申し上げますとともに、本市における平和教育の進めるべき方針として各小中学校のベースとなっていることを願っておりますが、まずはどのように取り扱われているのかお示しいただきたく思います。

2つ目、スポーツ活動の振興ならびに普及について伺います。

立秋を過ぎたものの、暑い日がいまだ続いております。一体いつになればスポーツの秋にふさわしい気候になるのでしょうか。

御承知のとおり、スポーツの秋の由来は、1964年10月10日の東京オリンピックの開催がきっかけのようであります。日本が敗戦から次第に立ち直り、国民生活にゆとりが見られるようになった頃に開催。そこでオリンピックの感動を国民の健康・体力づくりに、スポーツにと呼びかけられ、市民が心と体を動かそうとスポーツが広がったとされております。そのスポーツの持つ魅力については前回の議会で申し述べましたので割愛いたしますが、岸和田市のあちらこちらで老若男女がスポーツで爽やかな汗を流す健康的な日々を送れることを願ってやみません。

さて、前回の議会で佐野市長が示された施政方針には、スポーツの振興をもって地域の活性化につなげたいとの趣旨で、以下のように述べられました。日本一のスポーツのまち岸和田として発展させることで、地域の活性化に取り組む。子供から大人まで全世代の市民の健康づくりとしてのスポーツ振興をはじめ、スポーツに親しめる環境を整え、パラスポーツなど誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう、人材確保にも努める。スポーツを始めるきっかけとなる大規模スポーツイベントなどの開催、誘致に加え、市民とトップアスリー

トが触れ合う場所をより一層提供できるよう努める。スポーツを通じて本市の魅力を国内外に発信する。スポーツ団体や民間事業者、大学などとも連携し、スポーツ活動の推進に取り組む。施設整備も進め、交流人口の拡大と地域の一体感を育むまちづくりを推進すると大要を述べられました。

私もその考えに全面的に賛同するものがあります。と同時に、本市の特徴的な文化、歴史も守り、観光への活用も含め、さらに発展させられるよう取り組みたいと考えていることは申し添えておきます。

その施政方針に基づいた取組と言えるイベントが、先々月の6月21日に本市の総合体育館にて開催されました。NPO法人幼児教育従事者研究開発機構の主催とのことで、バレーボールの元全日本女子代表選手として世界と戦ってきたお二人のスーパースター、大山加奈さんと大友愛さん、さらには男子バレーボール実業団チームのきんでんトリニティーブリッツ大阪の現役選手方をお迎えし、市内の小中学生と保護者を対象として、バレーボールを通じたトップアスリートの交流会、みんなでチャレンジアカデミーが開催されました。

私も現場に行かせていただきましたが、特に大山さんや大友さんを前にした子供たちの目は、その瞬間に輝き、期待にわくわくしておられました。お二人を中心とした技術指導が優れていることはもちろんのこと、まるで階段を駆け上がるようにバレーボールへの興味を抱かせる段階を追った取組がすばらしく、子供たちがそれはそれは楽しく体を動かし、実際にバレーボールを使った練習に行くまで、一つ一つ課題を真剣に行っている様子には驚きました。世界を知るトップアスリートならではの工夫が随所に見られ、まるで魔法にかかったように、参加している子供たちはイベントをと

ても楽しんでおりました。

また、トップアスリートの幼少期や現役時代の体験などを聞くこともでき、子供たちにとって大変貴重で忘れられない経験になったと思います。特に幼少期に子供たちが楽しく運動やスポーツに取り組む環境や機会を創出することは、大変重要な施策の1つと言えます。

そのような視点から考察いたしますと、このような日本代表やオリンピックなどの世界を知るトップアスリートと触れ合う機会は、思ってもみない想像を超える出会いとなり、アスリートから褒められたり励まされたりする一言一言は、今後スポーツに取り組む大切な起点にもなり得、非常に重要と考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

最後でございますが、家庭用廃食油のリサイクルについてでございます。

近年は、廃食油に関して、その需要の高まりに注目が集まっております。皆様はこのようなチラシを御覧になられたことがございますでしょうか。資料③でございます。エビフライが飛行機になっておりますが、これが今回のテーマであります。こちらに書いてございますが、SAFでございます。

さて、廃食油の全国の排出量は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが令和6年1月に作成した資料によりますと、令和3年度に事業系で約40万トン、家庭系で約10万トン排出されているとされております。しかも事業系から排出される38万トンが回収、処理され、国内で飼料原料に20万トン、工業原料に5万トン、燃料原料に1万トン、それから国外の燃料原料に12万トンが利用されているようであります。この国外の燃料原料12万トンというのは、外に出ていっているということだそうでございます。その一方で、家庭系の廃食用油の

回収率は高くないとのことで、某石油精製会社の調査では、1割程度が回収されているものの、残りの約9割が廃棄されているとのことでございました。

本市では、定期的に町会ごとに回収を行っていただいているだけに、家庭系の廃食油の回収率の低さに大変驚きました。そこで、まず確認ですが、本市の回収状況についてお示しいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とし、これより後は自席から質疑を続けさせていただきます。御清聴大変ありがとうございました。

○烏野隆生議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

世界ではいまだに愚かで、悲惨で、許し難い戦争が行われておりまして、大変憤りを覚えております。一日も早い終結を願うばかりでございます。

そんな中で、令和3年の第3回市議会定例会において米田議員から御提言いただきまして、岸和田市教育委員会として平和教育基本方針を定め、それに基づいて、以後これを教育の最重点と位置づけて、平和教育の推進に努めております。

この平和教育基本方針の主な柱でございますけども、まず1つは、自分のものと同じように他人の命と尊厳を大切にするという人権意識の高揚。2点目は、自分とは異なる考え方や意見を受け止めて尊重するという寛容性の育成。さらには、国や民族によって異なる生活習慣であるとか風習、文化、宗教、そういうものの違いを認め合う異文化理解。この3つを基本として柱立てております。

各学校園では、この平和教育基本方針に基づきまして、それぞれの学校園で生徒が主体的に、体系的かつ計画的に平和学習が進められるように取組を進めているところ

でございます。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

次に、御質問の2. スポーツ活動の振興ならびに普及につきまして、生涯学習部より御答弁させていただきます。

みんなでチャレンジアカデミーにつきましては、子供たちの心身を鍛え、生きる力の向上と親子コミュニケーションの向上を目的とし、運動を通じた親子の交流プログラムといたしまして、NPO法人幼児教育従事者研究開発機構が全国の様々な場所で開催されております。

その趣旨を踏まえまして、本年6月に本市において実施されたイベントでは、教育委員会としても準備や運営に御協力させていただきました。当日は、参加している親子がコミュニケーションを取りながらバレーボールや体を動かすことを非常に楽しんでおられたところでございます。

先ほど御紹介がございました大山加奈さんと大友愛さん、さらには、男子バレーボールチームきんでんトリニティーブリッツ大阪の選手たちといったトップアスリートと触れ合うことや指導を受けることが、子供たちにとりまして楽しく運動やスポーツに取り組むかけがえのない機会となったことに加えまして、この後も運動やスポーツに親しみ、良好な関わりを持つことにもつながる取組になったというふうに捉えているところでございます。また、参加者からは次回の開催を待ち望む声を多く頂いていることから、大変効果的な取組であったというふうに認識しているところでございます。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務

局長

御質問の３．家庭用廃食油のリサイクルについて御答弁申し上げます。

本市におきましては、家庭から出される廃食用油の回収を平成４年から開始しております、30年以上の実績がございます。

回収方法は、17か所の常設回収に加えて、町会等に御協力いただき、年間延べ240回程度の拠点回収を実施しております。回収量の実績といたしましては、令和４年度が10.4トン、令和５年度が9.8トン、令和６年度が9.0トンとなっております。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

先ほどの壇上からの３つの投げかけに対しまして、市の考えや取組の状況をお示しいただきました。そのことを踏まえまして、まずは平和教育について進めさせていただきたいと思います。

岸和田市が取り組む平和教育における基本方針の位置づけ、また扱い、そして認識につきまして御案内を賜りました。丁重に御案内いただきましてありがとうございます。各学校に応じて工夫しながら取り組まれていることは理解をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それぞれの学校が行っている平和教育、これがさらに一層深まるように、例えばでございますけれども、岸和田市として年代、学年、こういったことに応じて、それぞれ到達する目標というのを示すことで、１年生、２年生はここまで、３年生、４年生はここまで、こういったような到達させる目標をしっかりとつけるというところによって、より児童生徒の主体的な学習、そして充実した平和学習プログラムが作成できるのではないと思うわけですが、教育委員会としての見解をお示しいただきたいと思

います。

○烏野隆生議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

平和教育につきましては、平和教育基本方針に基づいて、それぞれの学校が工夫を凝らして取り組んでいくことが重要だというふうに思っておりますけれども、ただ、その内容や方法は異なれども、やはり岸和田市で学ぶ子供たちが義務教育修了までに備えておくべき平和に対する理解や態度、これについては共通点といいますか到達点を設けておくことが必要であるというふうに考えております。教育委員会としては、小学校や中学校の各段階における平和教育、平和学習の目標について設定してまいりたいというふうに考えております。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、教育長から、小中学校のそれぞれの段階における平和学習の目標を設定されると、こういった御答弁を頂いたということでございます。大変ありがとうございます。その点が、本当に私は今後の平和学習を進めていく中で大きなポイントになっていくんだろうと思うわけでございます。期待しておきたいと思いますので、ぜひ教育長、よろしくお願いいたしますと思います。

ここで、長崎市教育委員会提供の資料①を御覧ください。平和教育の基本三原則が示されているわけでございます。当初の長崎市における平和教育の柱は、被爆体験の継承と平和の発信ということでございました。しかし、今から10年前、終戦70年目の節目でございますが、このとき長崎市で開催されました世界こども平和会議、これを経まして、さらにもう一步、長崎市の平和教育は前へ踏み出しました。これまでの2

本の柱に加えて、新たに平和の創造が加わりました。それは、児童生徒が平和を語り、行動できる人への育成であります。主体者ですね。そして、最下段に記載されておりますけれども、目指しているのは人格の完成（心の教育）と書かれております。大変ハイスペックな取組かなというふうに思うわけでございます。

では、それを実現せしめるためのプログラムですが、資料②を続けて御覧いただきたいと思います。これらそれぞれ学年に応じて取り組むアプローチを通して目指すことは、私は大変感動しているんですが、平和を創る人であります。このキーワードについては、本当にもう何とも言えないですよ。もう本当に、武力を今、振りかざして現状変更している某国のリーダーにこのプログラムを受けさせたい思いに駆られるわけでございます。それぞれ学年に応じて目指す事柄が明確に示され、これは長崎市の小中学校共通のアプローチとなっているわけでございます。

続けて、資料③を御覧ください。先ほど示しましたアプローチの取組が細くなっただけが示されているわけでございます。この辺を踏まえて、各小中学校がそれぞれ応じた平和教育を展開されて、目標に到達しようと頑張ってくださいというところでございます。

さらに注目すべきは、真ん中辺りでございますけれども、平和ナガサキと記載されておりますが、これは資料④を御覧ください。小学生中・高学年用と中学生用の平和学習テキストでございます。これ、表紙だけなので、ちょっと立体感がなくて申し訳ございません。ちなみに、実物がございます。これは議長に許可を頂いて示すことができるようになっております。こちらがそうでございます。これをそれぞれ、小学校

3年生でもらいます。卒業までこれを使って学習していきます。

中身は結構すごい内容になっております。すごい内容って表現が下手ですけども、結構克明に惨状を表した内容です。いろいろ書いておりますが、私が一番注目したのは、そういう内容を見る中で、必ず、感じたことを書くという欄がたくさんこの中に設けられているんです。そして、自分が感じたことを隣の子、周りの子と意見交換して、自分の考えがどうなったかということを書く欄もございます。そして、被爆体験を聞いたときに感じたことを書く欄もございます。要は自分がどんどんどんどん主体者になっていくように、なっていくように、小学校3年生からこれを受けております。

そして、中学生になると、さらにもう一工夫、詳しく掘り下げたものになってまいります。今度は長崎市内のフィールドワークも加わっていきます。そういったところがどんどんどんどん、平和について物を考えていく、主体者になっていこうとするテキストになっております。

そして、何よりも一番驚いたのは、初めのところでございます。これは3年生になったらもらうんですけども、こうあります。1945年8月9日、ここ長崎に一発の原子爆弾が落とされ、一瞬にして美しい長崎の地は廃墟と化し、かけがえのないたくさんの命が奪われたことは、皆さんこれまでの平和学習で学んできたことと思います。誰に言うているんでしょう。1年生や2年生でもう既に学んでいるということなんです。そして、それを踏まえて、3年生からこれをもって実際に書いていくという勉強になっている。本当に何とも言えない思いをいたしました。

やっぱり私は、こういったテキストを利用することも大事ではないかなというふう

に思うわけでございます。やはり自分がそのときに感じた心の状況を克明に書いておいて、1年たったらまたそれが振り返られる。どれだけ平和に対する思いが強くなったのかと同時に、講義、講習してくださる先生方もその心を読み取ることができるのではないかなと、まさにこれが心の教育ということにつながっているのかなというふうに感じた次第でございます。

本市の場合は、平和学習プログラムは各学校によって対応することになっておられます。先ほど教育長からも御案内ございました。そうなりますと、ばらつきが見られる可能性が生じるのではないかと危惧いたしております。その一方で、長崎市の取組は非常に有益だと考えますが、改めて御答弁いただきたいと思います。

○烏野隆生議長

大下教育長。

○大下達哉教育長

ただいま米田議員から、長崎市の大変すばらしい取組について御紹介いただきました。やはり戦後80年、被爆地として核兵器の廃絶と平和の推進に取り組んでこられた長崎市のすばらしい取組だというふうに改めて敬服いたしました。

私どもでもこういう取組をさせていただきたい。ただ、長崎市と本市では、その歴史とか、あるいは実績、マンパワーにも差がございますので、まずは長崎市をはじめ、こういう先進的な平和教育の取組を進めておられる先進自治体の取組、あるいは情報というものを教育委員会で集約、整理しまして、学校現場に示していきたいというふうに思っております。

私も平和を創る人という言葉については大変感銘いたしました。これからの日本の平和を、我が国の平和をつくっていくのは今の子供たちですので、今の岸和田市の子

供たちが平和を創る人として大きく成長していけるように、教育委員会としては、引き続き平和教育の推進に取り組んでまいります。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

本当に今おっしゃったように、私もその平和を創る人という言葉は、もうこれ以上何があるんだろうかという、それぐらい平和学習、平和教育の目的について、これ以上のぴったりの言葉があるのかなというぐらい感動いたしております。また、その点について強調していただいたことについても感謝申し上げたいというふうに思います。

今回は長崎市の取組をベースに提案させていただきました。実はまだまだお伝えできていない平和教育担当者研修をはじめその他の部分については、おいおい平場でお話しできればなというふうに思っております。

ただ、今回の質問において、教育長から大変力強く前向きな御答弁を頂戴いたしました。その決断の早さに敬意を表したいと存じます。そして、御決断いただいた事柄がここ岸和田市の平和教育を一層前進させることになり、さらに児童生徒にとって実り多い平和教育にならんことを願っております。

その上で申し上げたいことでございますが、本市の平和教育担当者に、ぜひとも長崎市が取り組む平和教育について、現場も含めた視察に行っていただきたいと思うわけでございます。そして定期的にも交流を深めていただき、やがては生徒同士の交流にもつながればいいのではないかなと思うわけでございます。また、僭越ではございますが、感銘を受けていただいた教育長にも長崎市に行っていただいて、平和教育を

御視察いただければと思うわけでございます。

今回の質問を契機に、本市の平和教育がまたさらに一步深まり、より充実したものになりますことを願い、この質問を終わりたいと思います。教育長、大変ありがとうございました。

続いて、スポーツ活動の振興ならびに普及についてに移ります。

壇上から、トップアスリートと触れ合うことや、指導が子供たちに与える影響について尋ねさせていただきました。みんなでチャレンジアカデミーの実施状況を見ても、スポーツ振興施策を考える上で、トップアスリートとの連携は大変重要な視点であるとの答弁かと思うわけでございます。

ここ数年、スポーツ界において、これまで存在いたしておりました日本と世界の間にあった高い壁、これがなくなりつつあるわけでございます。逆に日本のスポーツ選手を世界が追いかける状況にある選手もおられます。その理由として、これは誰もがおっしゃることですけれども、世界で活躍する選手が増えてきたことにほかならないわけでございます。だからこそ世界を知るアスリートが与える影響が大きいのではないかと思うわけでございます。

ここ岸和田市にも、世界を知るアスリートがたくさんおられると思います。先ほどの取組を鑑みれば、本市在住や出身であるなど、何らかのつながりがあるトップアスリートの方々だと、よりその協力が得やすいのではないかと考えます。そこで、本市の出身者、または本市のこれまでの事業などを通じて関わりのあるオリンピックや日本代表経験のあるスポーツ選手にこういった選手がおられるのか、把握しておられるのかお答えいただきたいと思います。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本市出身者でオリンピックでありますとか世界大会への出場経験がある方というのは数多くいらっしゃいます。主な方を順番に申し上げますと、バルセロナ、アトランタと2度のオリンピックに出場された陸上競技の井上悟さん。北京オリンピックに出場されたアーチェリーの守屋龍一さん。リオデジャネイロオリンピックに出場されたホッケーの湯田葉月さんと河村元美さん。それと東京オリンピックに出場されたスポーツクライミングの原田海さんなどがいらっしゃいます。また、本市の事業等を通じてこれまで関わりのある方といたしまして、北京オリンピックに出場されたBMXレーシングの阪本章史さんがいらっしゃいます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

たくさんいらっしゃるというから、もうちょっとばばばばっと出てくるのかと思ったんですが、それはそれで。本市の出身やゆかりのあるオリンピックなどについて今、御答弁いただきました。調べればまだまだおられるものと思います。

世界を知るこれらアスリートの方々というのは、本市にとって、スポーツ活動を振興及び普及させていく上では欠かせない、大変大切な宝の人材ではないかと思うわけでございます。本来であれば、岸和田市スポーツ選手年鑑のようなものを作成しておいて把握していく、そしてその都度更新していくということ、これが私は必要ではないかと思うわけでございます。この点はぜひとも前向きに御検討いただきたいということを申し述べておく程度にしておきたいと思います。

さて、今後もスポーツ活動の振興や普及

に努めていくとするならば、プロモーション的にもその旗頭となり得る方々が必要になるんだろうというふうに思うわけでございます。

先ほど御答弁いただきました陸上競技の井上悟さんやアーチェリーの守屋龍一さん、BMXレーシングの阪本章史さんをはじめとして、本市の出身やゆかりのあるトップアスリートと連携した施策に取り組むに当たって、トップアスリートの皆様を本市のスポーツ大使として任命してはどうかと思うわけでございます。みんなでチャレンジアカデミーをきっかけとしてつながりができた大山加奈さんと大友愛さんには、お話をさせていただくと、非常に岸和田市に興味を持っていただきましたので、この両名にも御協力をお願いできるのではないかと思うわけでございます。

トップアスリートにスポーツ大使となっていて、その方々の人脈からさらに先につながるということもあるんですよ。そういったことも鑑み、市の施策、特に子供たちを対象とした施策への協力、スポーツを通じた本市の魅力発信などに取り組んでいくことは、まさに市長のおっしゃる日本一のスポーツのまち岸和田を目指す本市において非常に有益な取組となると考えますが、見解をお示しいただきたいと思います。

○烏野隆生議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

今お話がございましたスポーツ大使の設置につきましては、スポーツの振興でありますとかスポーツを通じた広報活動、PR、市が実施する各種行事への協力などを活動内容といたしまして、他の自治体においても取り組まれている事例が多くございます。既に取り組んでおられるこれらの自治体の

事例も参考にさせていただきつつ、スポーツ大使の設置に向けて、委嘱の基準でありますとか委嘱後の具体的な取組内容、さらには本市の既存事業との連携等について検討してまいります。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、御答弁いただきました。スポーツ大使の任命に向けて取組を進めていただけるとのことでございます。加えて、委嘱後の具体的な取組や既存事業との連携を検討いただけるということでございます。具体的に大変ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。そしてまた、これは相手のあることでございますから、失礼のないように丁重にお願いしたいと思うわけでございます。

そして、この一步が市長の掲げるスポーツで地域の活性化の一助になるのではないかと考えます。また、ひいては地域活性化にとどまらず、岸和田市民がスポーツを通して一層の健康増進と、時には岸和田市を飛び出して、市域を越えたコミュニティの拡大にもなり得るのではないかとと思うわけでございます。担当部局の皆様には、改めてスポーツ大使の任命をよろしくお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、家庭用廃食油のリサイクルについてに移らせていただきます。

壇上からは、町会ごとで本市が定期的に行っている廃食油の回収状況を尋ねました。本市では廃食油回収事業に各町会の皆様の御尽力で、すごいですよね、30年以上も継続しているということでした。振り返れば、2015年に採択されたSDGs。その前身であるMDGsが採択されたのは2000年。それよりも前に本市は環境負荷の

軽減に取り組んでいたということになるわけでございます。これまでの長きにわたって御尽力いただいている町会の皆様に改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思いをします。

さて、この定期的な町会での回収事業に実は私も携わらせていただいておりますが、御年配の方であったりいろんな方が、例えば2リットルのペットボトルなどを中心に、各御家庭でそれまでストックしてくださり、そしてその日になったときに各町の回収場所まで持参くださっておられるわけですが、本当にその方が、私が見て感じているだけかも分かりませんが、当然のように廃食油は持ってくるものだ、このような認識で来てくださっている。本当にありがたいなと思うわけでございます。

では、その回収されました廃食油について、実はどのようにリサイクルされているのかということをお聞きしたいのですが、やはり結構多いんですね。ですから、そういった意味で、本市で回収し、リサイクル、こういったことに使っているのかお示しいただきたいと思いをします。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

回収されました廃食用油は、市内にございます株式会社レックスR Fの工場に搬入されまして、セメント製造の補助燃料として再利用されております。契約相手方の株式会社レックスR Fは、現在ほど廃食用油のリサイクルに関心が高くない時期から、市内唯一の廃食用油の再利用業の指定を受けている事業者でございます。

リサイクルに係る費用負担でございますけれども、令和6年度決算見込みで申し上げますと、油の売払い収入として約36万円

の歳入、また一方で収集委託料として約238万円の歳出がございます。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

これで多分、市民も何に使われているのかというのが分かったと思います。要は機械を動かす燃料というような形で使っているということでございます。

それで、私も驚いたんですけど、売払い収入と委託費用に差が結構ありますよね。200万円ぐらいあるんですね。ところが、最初に始められたときというのは、とんとんぐらいだったように記憶しております。そのときの廃食油の回収量は倍ぐらいあったのかなというふうに思いますので、その辺の人口動態であったりとか様々な構成が変わってきてこういった結果になってきているのかなと思うわけですが、ここもしっかりと押さえておかなければならないんだろうというふうに思います。

それで、リサイクル化について、先ほどありましたセメント製造の補助燃料のことでありましたが、その事業者を決定する際はどのような点が重要となるのか分からないですけども、そろそろリサイクル化についても、そういったところから転換していく時期にあるのではないかなと思うわけでございます。

平成31年から始まっておりますが、先ほど言いました売買価格と回収委託料にも大きな差が生じております。ここ数年、聞くところによりますと、この廃食油は引く手あまたの状況になっていると聞いております。リサイクルして活用される方法も多様であると伺っております。

それだけ需要が高まっている一方で、町会など多くの市民に御協力を頂戴し、市民の生活になじんでいることも感じていると

ころではありますが、本市ではその回収率がやや減少傾向となっているとの報告が先ほどございました。様々な要因が推測されますが、こちらにも新たな検討を加える時期に差ししかかっているのではないかと思うわけでございます。これまでの回収方法だけにこだわらず、新たな手法の取り入れなど、見直すことも必要ではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

市民の皆様に御協力いただきまして、多くの廃食用油を回収できているところではございますが、年々減少傾向にはございません。他市の事例では、ペットボトルや回収ボックスを用いた拠点回収もございまして、油を捨てるタイミング等が広がり、新たなメリットが見込まれております。現状の回収方法を維持しつつ、効果的な回収方法を検討したいと考えております。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

そういった御答弁を頂きました。先ほども申し上げましたけども、ここ数年、廃食用油をめぐる争奪戦がにわかに激化してきているというニュースが、本当に聞こえてまいります。というのも、廃食用油を原料とする燃料、これはカーボンニュートラルに向けて非常に有効なエネルギーとして注目を集めており、実は世界中でその需要が高まっているようでございます。

S A Fの資料②を御覧いただきたいと思います。特に航空機燃料としては効果が大きいようでございます。イギリスでは5年ごとに航空機燃料にS A Fの占める割合が義務化され、2025年に2%で、2040年に

22%とされ、3500億円の経済効果と1万人の雇用が見込まれているわけでございます。E Uでは、2050年までに70%を義務づけております。大変高い数値で、それだけ廃食油、またS A Fの需要が高まるということであると思います。

御承知のとおり、ここ日本でも、2030年から日本の空港で国際線に給油する燃料の1割をS A Fとすることを石油元売に義務づけることを発表し、国際線を発着する日本の航空会社にもS A Fを1割利用することを明記するよう求めているところでございます。今後はS A Fを中心とした動きがより活発になるのではないかと思うわけでございます。

冒頭に申しました、我々公明党は、堺市の国内初となるS A Fの精製工場に伺い、見学させていただいて、意見交換もさせていただきました。航空機燃料にS A Fを用いることで、従来のジェット燃料と比較してC O₂排出量を60%から80%まで削減できるとされているとのことでございました。大変大きな効果だと思います。そういえば、過日、大阪・関西万博で見事な展示飛行を見せてくれましたブルーインパルス、これもS A Fを使用したとのことでございました。

資料④を御覧ください。また、この事業に、今では数多くの民間企業に加え、自治体も協定を締結し取り組まれています。今後その需要が伸びる可能性が高いS A Fとしてのリサイクル化に本市も取り組むべきではないでしょうか。

御苦労をおかけしながら回収事業に御協力いただいている市民の皆様の廃食油が航空機の燃料としてカーボンニュートラルに大きく貢献することも、今後の回収量の増にもつながるのではないのでしょうか。特に小学校などで、先ほどのエビフライのマー

クがございましたけども、ああいったものをPRすれば、さらにその効果が高まるのではないかと考えますが、SAFへの取組と併せて見解をお示しいただきたいと思います。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

廃食用油の再資源化につきましては、国も力を入れて進めている分野でありまして、その技術力は日進月歩であるということを確認しております。

議員御指摘のSAFも非常に興味深いものの1つであります。現状の再資源化手法を含めまして、新たな取組につきましても前向きに検討を進めてまいります。つきましては、先ほど申し述べました回収方法と併せまして、事業者からの技術提案を頂くほか、業者選定の機会としてのプロポーザルの実施などを検討したいと考えております。

また、自分たちの未来のため、子供の頃から地球環境に関心を持ち、自分たちの取り組める身近な事柄から取り組んでいただくことは非常に有意義であると考えます。今後、教育委員会と協議を進めてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

また教育委員会に1つお願いしてしましまして、誠に申し訳ございません。環境のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひとも新たなプロポーザルというか、それを考えていただけるということで、そこもよろしくお願ひしたいと思ひます。

30年間も継続できていることは、御協力

いただいている市民の皆様、本当にただただ感謝でございます。しかしながら、減少傾向とのことでございました。人口減少や食生活の変化や食用油の高騰など、様々な要因があるのかもしれませんが、ただ、リサイクル化される目的が分かりやすく、子供たちへの環境教育にもつながるのであれば、御協力くださる方々も増える可能性があるのではないかなと思うわけでございます。

廃食油のリサイクル先が様々に多様化する中、これまで取り組んでまいりました本市のリサイクル化の方向転換も必要かと存じます。

最後にパネル①を、これはもう見ていただくだけで結構でございますので。また、本市は泉州市・町関西国際空港推進協議会に参加しております。この協議会の主な活動の内容の1つに脱炭素化がうたわれております。市長にはSAFに取り組む必要性をぜひとも御理解賜り、タイミングを見られて、協議会を構成する市町でSAFへのリサイクル化を推進していただければなと思うわけでございます。

御存じのとおり、関西エアポート株式会社では、2022年6月に国産SAFの大規模生産に向けた協力に関する基本合意書を日揮ホールディングス株式会社と株式会社レボインターナショナルと締結いたしております。今では関西3空港からの廃食用油を原料に、SAFの地産地消に取り組まれております。この地産地消というのがポイントやと思うんですね。これがどんどん海外に持っていかれるということのないようにしていかなければいけないのではないかなと思うわけでございます。

それらのことも踏まえていただいて、多様化する廃食油のリサイクルについて、本市として今後はSAFへの転換、これを大いに期待させていただいて、私の一般質問

を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

暫時休憩します。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時40分再開

○烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、松本議員。

(22番 松本妙子議員登壇)

○22番 松本妙子議員

公明党の松本妙子でございます。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。理事者の皆様には的確な御答弁を、議員の皆様には最後まで御清聴よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に 1. 久米田池周辺の維持管理と活用についてお尋ねいたします。

久米田池は、約1300年前に高僧行基の指導の下、農業用ため池として築造されて以降、岸和田の農業を支えつつ、眺望のよさも相まって、私たちの生活に潤いをもたらしてきた大切な宝です。

令和 2 年第 4 回定例会の私の一般質問で、久米田池周辺は草木が生い茂り、久米田池オアシス整備完成後から20年が経過し、景観を阻害する要素も発生してきたことから、水際からの美しい眺望を復元できないかとの質問をいたしました。その翌年、岸和田市久米田池土地改良区の皆様が、眺望を考慮した久米田池内の木の伐採や草刈りを行っていただいたことでかなりきれいになり、眺望がよみがえったと感謝いたしております。

まずは、現在の環境維持に関する日常管

理の状況をお示してください。

続きまして、質問の２．ハチの巣駆除の防護服貸出しについてお尋ねいたします。

蜂の活動時期は春から秋にかけてであり、特に８月から９月にかけてはスズメバチの活動が活発になるようであります。まさにこの時期は活動が盛んな時期で、屋敷内に巣を作っているといった相談が私のところにも寄せられています。当然、市に相談される方もいらっしゃるかと思います。年間どの程度の相談件数があるのかお答えください。

壇上からの私の質問は以上でございます。あとは自席にて行います。御清聴ありがとうございます。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

まず御質問の１．久米田池周辺の維持管理と活用について御答弁申し上げます。

久米田池周辺の維持管理に関する日常管理につきましては、久米田池内は岸和田市久米田池土地改良区がごみの撤去、木の伐採、草刈りを行っております。外周については、岸和田市が草刈り、清掃、植木の剪定、公衆トイレの清掃等の日常管理を岸和田市シルバー人材センターに委託しております。

続きまして、御質問の２．ハチの巣駆除の防護服貸出しについてでございます。

廃棄物対策課で把握できる相談件数になりますが、平均にして月１件程度、年十数件の御相談がございます。そのほかにも、正確な件数は把握できてはおりませんが、他部署にも相談が寄せられていることは確認しております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、久米田池周辺の維持管理と活用について、岸和田市の取組を確認させていただきましたが、環境維持の管理には市民ボランティアが関わっております。その代表的な活動として、久米田池を守る会が行っている清掃活動、久米田池オアシスクリーンアップ大作戦がございます。コロナ禍では多人数の美化活動が難しく、開催を見合わせておられましたが、この活動目的と現在の状況をお聞かせください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

久米田池オアシスクリーンアップ大作戦につきましては、当該地域の貴重な環境資源を守るため、池及び周辺を全般にわたって美しくすることで、自然環境の保全に努める目的で実施されております。

現在の状況といたしましては、コロナ禍の収束を踏まえ、令和６年２月から活動が再開されております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

久米田池が全国ため池百選や世界かんがい施設遺産に指定されていることは、市民の皆様が主体となった長年にわたるたゆまぬ努力のたまものであり、この清掃活動が再開されたことで、一人一人がモラルを守り、今後も美しい景観が保全されていく体制も継続されると思われれます。引き続き久米田池を守る会との連携をお願いいたします。

その一方で、久米田池は自然豊かな景観が楽しめ、池の周辺は市民の憩いの場とし

でも親しまれております。特に冬には多くの野鳥が飛来し、鳥の国際空港だと表現されることもあり、野鳥の飛来地として、生態系の価値も近年ますます注目を集めております。

2024年12月8日、NHK総合の自然番組「さわやか自然百景」で大阪泉州のため池が全国放送されました。その中、久米田池については、6月下旬の岸辺に生息するヨシやヒメガマの中にカイツブリが巣を作って子育てする風景や、10月にロシアからやってきたヒドリガモやサハリンから渡ってきたハシビロガモなど、約2000羽の水鳥の群れが越冬する風景、さらにはアラスカからオーストラリアに向かうトウネンが長旅の途中に久米田池で羽を休める風景のほか、アカトンボの仲間が絶滅が危惧されているオオキトンボが泥に卵を産みつける風景など、多様な命を育む大切な場所として久米田池が紹介されておりました。

また、去年は特別天然記念物に指定されているコウノトリがおおよそ24羽飛来し、情報を聞いたきしわだ自然資料館が本市の広報広聴課に連絡を入れ、すぐ久米田池に観察に来られ、写真を撮ってSNSで投稿しているのを拝見いたしました。担当課の皆様の早い対応にもうれしく思いました。

私も自分自身のSNSで久米田池にコウノトリが飛来していることを投稿させていただいたところ、それを御覧になった市民から、私もコウノトリを見てきましたとか、ある他府県にお住まいの理科の先生もコウノトリに関連する資料を送ってくださったり、多くの反響があったように思います。また、狭山市野鳥の会の皆様も観察にお見えになったとも聞いております。

今後、これまで以上に野鳥を観察する方々も増えるのではないかと考えられますが、その際に通行するトリムコースについて、

今回はお尋ねいたします。

トリムコースは、劣化が著しい状態がいまだ完全には解消されていないことを懸念しているところでございます。令和2年第4回定例会の一般質問で劣化した舗装の実態を紹介したところ、今後計画的な改修を行う必要があると認識しており、前向きに検討していくとの答弁がありましたが、現在までの進捗状況と今後の見通しをお聞かせください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

久米田池トリムコースの舗装につきましては、これまで穴ぼこ等の局所補修を行ってまいりましたが、令和4年度からの6か年計画で、全長2.6キロメートル、全幅員の舗装を更新する工事を行っている状況でございます。

これまでの進捗状況といたしましては、令和6年度末時点で990メートルの更新が完了し、今年度は、東堤区間の390メートルを更新する工事を実施しており、今年度末の進捗率は約52%となる見込みとなっております。

今後の見通しといたしましては、令和8年度に南堤、令和9年度に西堤の工事を実施し、これをもって全長の舗装更新を完了させたいと考えております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

令和4年度から令和9年度までの6か年計画で、今年度末の進捗見込みが約52%という状況であることを確認させていただきました。

当初、トリムコースの改修工事は5か年計画で進めていくと聞いておりました。予

定より少し遅れているようですが、現在、トリムコース上の照明灯が経年劣化によって故障が頻発しており、安全・安心な通行環境を維持するために、照明灯をLEDに取り替える作業も令和6年度と令和7年度の2か年で行っていると担当課からお聞きしており、その緊急性もよく理解できます。

令和9年度に全長の舗装更新を完了させるためには、今の倍のスピードで工事を行う必要があるということになります。担当課には御苦勞をおかけしますが、何とぞよろしくお願いしておきます。

久米田池トリムコースは、早朝から夜まで、お散歩やジョギングで利用される方が年々増えており、健康づくりの絶好の場所だとも捉えております。毎朝6時15分から、平均年齢70歳ぐらいの方たちが四、五十名でラジオ体操も行われており、現在も毎日続いていると参加者にお話を伺っております。私が以前一般質問いたしました、健康寿命を延ばすフレイル予防にも大いにつながってくると考えます。また、岸和田健康クラブの皆様や小中学校の皆様も練習などでよく利用されているとも聞いております。

市民が安心して健康づくりに励めるために、この舗装更新は遅滞なく実施していくことが求められるものでありますので、引き続き施設の維持管理における重点事業として位置づけを行っていただき、予定どおり完了させるよう要望しておきます。

次に、ハチの巣駆除の防護服貸出しについて再質問いたします。

年数十件の相談があるとのことでしたが、最近ではインターネットでの検索が可能となっております。困られている方々も大変多く、相談件数以上に存在することが想像できます。

次に、巣の駆除対応についてお伺いいたします。民家など、所有する土地、物件に

蜂が巣を作った場合は、所有者の責任において処理しなければなりません。住んでいる人の生活や通行人の安全確保のためにも、できるだけ早急に取り払わなければならないと思います。現状、こういったケースで蜂の巣駆除に関するお問合せがあった場合は、どのように対応しているのかお答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

現状、市に蜂の巣の駆除に関する問合せがあった場合は、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会の害虫相談窓口をお知らせし、そちらで駆除業者等を御案内いただいております。なお、駆除費用につきましては、土地の所有者等に御負担いただいております。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

最終的には業者に依頼することになっているようですが、業者に頼むと費用もかかります。中には自分で何とか処理したいという方もいらっしゃいます。

我が家のことになりますが、車の駐車場のカーポートに数回蜂の巣を作られ、家で駆除したことがありましたが、蜂巣除去の殺虫剤を噴射すると、巣の中からたくさんの蜂が飛び出してきて、とても危険な状況でございました。このように市や業者に相談しないで家で駆除されている御家庭も多いと思われますが、蜂に刺される危険性もあり、アナフィラキシーショックなどの心配からちゅうちょするとの声も聞いております。

お隣の和泉市では、防護服などの貸出しを行い、自ら駆除しようとする者に対し、

支援を実施しています。本市でも同様の支援に取り組めないでしょうか。お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

議員御指摘のとおり、府内自治体では、蜂の巣駆除の対応といたしまして防護服を貸出ししている自治体はあるようでございます。一方で、貸出し時の事故防止、万が一事故が発生した場合の対応、責任など、先進事例を調査し、前向きに検討してまいります。

○烏野隆生議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

前向きに検討していただくということでしたが、部長御答弁いただいたように、貸出し時の事故の対応、責任については、大切な視点であると思います。御相談いただいたときに、よく相手の状況やお話を聞いた上で安全性のある対応をしていただき、防護服の貸出し支援も実現できますようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

○12番 宇野真悟議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、市民の皆様に分かりやすい的確なる御答弁をお願いいたします。また、議員の皆様におかれましては、いましばらく御清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、インターネットによる本市の情報発信についてお伺いいたします。

自治体の公式ウェブサイトは、自治体自らが公式の情報を速やかに発信する手段として重要です。以前より本市ウェブサイトの不備について繰り返し質問してまいりましたが、その際の答弁は、リニューアル時に対応したいというものでありました。今年3月に本市のウェブサイトが全面リニューアルいたしました、どのような点に力を入れ、改善したのかお答えください。

続いて、ゴミの分別・収集・処理についてお伺いいたします。

令和2年12月議会において同様の質問をさせていただきましたが、当時は新型コロナウイルス感染症による外出自粛などの影響もあり、一般家庭からのごみが増加した一方で事業系のごみが減少し、本市全体としてのごみ排出量は減少したということでした。その後、コロナも落ち着き、日常が戻ってきたと感じておりますが、昨今のごみの排出量の変化はどうなっているのか、まずはお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降については自席にて一問一答形式で行わせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

市公式ウェブサイトのリニューアルに際しましては、見やすさ、探しやすさ、伝わりやすさをコンセプトとして、他市の先進事例を参考に、トップページをシンプルにまとめました。

また、過去数年間のアクセス分析に基づいて、閲覧数の多い項目をアイコン化し、アイコンサイズを大きくするなど、視認性の向上に努めました。

さらに、過度のアクセス集中に対応するため、新しいネットワーク対策を導入しま

した。

なお、市公式ウェブサイトの提供者が地方自治体であることを明確に示し、住民が安心して行政サービスを受けられるよう、市公式ウェブサイトのドメインを o s a k a . j p から、自治体であることを意味します l g . j p へ変更いたしました。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御質問の 2. ゴミの分別・収集・処理について御答弁申し上げます。

ごみの排出量の状況でございますが、コロナ禍にありました令和 2 年度は、事業活動自粛などの影響からか、事業系ごみの減少が顕著であり、排出量は 2 万 9742 トン、前年比 11.4% の急激な減少となりました。その後は令和 3 年度 2 万 9699 トン、令和 4 年度 3 万 634 トン、令和 5 年度は 2 万 9428 トン、令和 6 年度 2 万 9068 トンとなっておりまして、事業活動が平常に戻り始めた令和 4 年度から増加に転じたものの、ごみ減量化の働きかけも行っておりますので、緩やかな減少傾向となっております。

一方、家庭から排出されるごみの量は、在宅時間の増、テイクアウトの増などから、令和 2 年度は 4 万 595 トン、令和 3 年度は 3 万 9889 トンと微減にとどまりましたが、こちらもコロナが落ち着き始めた令和 4 年度は 3 万 8209 トン、令和 5 年度は 3 万 6818 トン、令和 6 年度は 3 万 5386 トンと減少幅が大きくなっております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12 番 宇野真悟議員

それでは、まずインターネットによる本市の情報発信について再質問いたします。

本市のウェブサイトは、以前よりアクセ

スが集中するとサーバーに障害が発生しており、災害発生時などの情報発信に課題がありました。直近では、本年 2 月 2 日の市議会議員選挙の投開票日にアクセスが集中し、これは 3 月のリニューアル前でしたので、やはり障害が発生し、アクセスができなくなりました。その都度、軽量化などの対策を行ってきましたが改善せず、今回、本市ウェブサイトのリニューアルに当たり、新しいネットワーク対策を導入したということです。今回の対策により、現状想定されるアクセス数に耐え得ると考えているのかお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員御指摘のとおり、直近では本年 2 月 2 日に、市議会議員選挙に伴う過度のアクセス集中、これはピーク時で通常の 20 倍程度のアクセスがございましたが、このアクセス集中が原因で数時間程度の閲覧障害が発生いたしました。

現在は、さきに御説明いたしましたアクセス集中に対応するための技術的対策を講じておりますので、同等のアクセス集中が発生した本年 4 月の市長選挙では、閲覧障害は発生しておりません。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12 番 宇野真悟議員

皮肉にも 2 回の選挙が負荷テストとなっ てしまいましたが、4 月の市長選挙には問題がなかったということで、想定される負荷には対応できるのかなと考えます。今後も災害発生時などの負荷も確認し、市民に対して確実に情報が発信できるよう、事業者とも連携して対応をお願いいたします。

さて、テストという観点で、もう 1 点お伺いいたします。本市ウェブサイトのリニ

リニューアル後、設置されているメニューがスクロールできなかつたりアイコンがクリックできない、また、リンク先が消失しているなど、幾つかの不備がございました。本来であれば、市民に対して公開する前に事業者や担当課がきちんと確認していれば発生しなかった不具合であります。ウェブサイト納品時におけるテストや動作チェック体制はどうなっていたのかお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員御指摘のとおり、リニューアルに伴う不備が幾つかあり、即時修正を行いました。なお、チェック体制につきましては、受託事業者がウェブサイト全体をくまなく確認する役目を担っておりましたが、その確認に漏れが生じておりました。今後、受託事業者にチェックリストの提出を義務づけるとともに、本市においてもチェック体制を構築するなど、再発防止に努めてまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

ウェブサイトを完成形で納品するということは当然のことでございます。事業者のチェックも当然ですが、担当課においても公開前によく確認することをお願いいたします。

さて、以前、リニューアル時に生成AIの導入についても検討しているという答弁がありましたが、導入は行ったのでしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

各種手続の案内などに生成AIを活用できないか検討しましたところ、受けた質問

に対する自動回答の精度が芳しくなく、利用者の混乱を招くとの判断から、今回は実装を見送りました。また、費用面での負担の大きさも実装を見送った一因でございます。ただ、生成AIの進歩は目覚ましいものがございますので、今後も調査研究を続けてまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

生成AIについては、回答の精度と費用面から今回は導入を見送ったということであります。御答弁のとおり、生成AIの進歩は目覚ましいものがありますので、今後、リニューアルの際とは言わず、周辺自治体との共同調達なども含めて検討していただきたいと思います。

さて、今回のウェブサイトのリニューアルの際に、トップページの上部に4つのバナー画像が表示されております。最初の御答弁の閲覧数の多い項目をアイコン化したものかと思いますが、そのほかにもPICK UPという項目やきしわだ事業PRなど、機能が重複しているように考えられるものが見受けられます。これらの使い分けについてはどうなっているのかお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

ウェブサイトの上部に設置している4つの大きなバナーは、それぞれだんじり、移住定住、図書館、自然資料館と、過去のアクセス数の分析に基づき、特に人気の高いコンテンツを紹介しております。

また、時節に応じて特にアピールしたい事業などを案内するためにPICK UPというコーナーを設けており、現在は大阪・関西万博の事業案内などに利用してお

ります。

また、ふるさと寄附や岸和田ブランドなど、市の事業を紹介するリンク集として、きしわだ事業PRを設置しております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

担当課としては、使い分けはきちんとできているということでした。しかし、利用者目線からは、どこに注目すればいいのか分からず、市が発信したい情報が何か分かりにくいのではないかと考えます。例えばふるさと寄附、いわゆるふるさと納税についてでございますが、本市のウェブサイトでは、これら3種類のうちの最下段の市の事業を紹介するリンク集としてのきしわだ事業PRの中にあり、これはスクロールするため、常時表示されているわけではなく、あまり目立っていません。近隣市町のウェブサイトを確認したところ、お隣の忠岡町では、本市でいう4つのバナーが表示される一番目立つ位置にリンクを表示しております。

また、ふるさと寄附のページ自体にも問題があると考えます。本市では、ふるさと寄附についての説明が表示され、メニューの中の寄附の申込み方法を押して初めて各ポータルサイトへのテキストリンクが表示されます。泉佐野市や忠岡町のウェブサイトでは、ふるさと寄附のページに各ポータルサイトへのバナーが表示され、スムーズにポータルサイトへの遷移が可能となっております。ふるさと寄附を増やすためには、これらの対応を含め、バナーや写真などの改善も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員御指摘のとおり、まず現在の課題として、ウェブサイトのトップページからふるさと寄附についてのページを見つけにくい点、岸和田市の特産品が分かりにくい点、寄附の受付を行っているサイトへの誘導としてページ遷移を何度か繰り返すため時間がかかるという点があるかと思います。

御指摘いただいた点につきましては、総務省の規制から外れない範囲として対応できるかと存じます。頂いた御意見等を真摯に受け止め、我々といたしましても現在のままでよいとは考えてございませんので、できる範囲で修正できるよう努力し、より寄附者に分かりやすいページの修正を検討してまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

ふるさと寄附につきましては、今年も複数のポータルサイトを追加し、中間事業者も追加しておりますが、ふるさと寄附をする方からすると、自分の使っているショッピングサイトや携帯電話事業者、クレジットカード会社などからふるさと寄附をするわけで、それらのポータルサイトへスムーズに遷移することが重要かと考えます。

また、以前、ふるさと寄附の増額に向けて、総務省の規制の範囲内で外部サイトへの広告の掲載などにも取り組んでいるという答弁を頂いておりますが、それよりもこのふるさと寄附のサイトを改善したほうがよいのではないのでしょうか。和泉市や忠岡町は専用のデザインのサイトを構築しているようですので、ほかの自治体も参考にさせていただきたいと思います。

さて、本市ウェブサイトのリニューアルに伴い、以前と比べて機能性、利便性は一定向上していると思います。しかし、ふるさと寄附以外でも、ウェブサイトを活用し

た情報発信については不十分であります。
例えば、観光情報についてうまくまとめられておりません。

市の観光情報とは、そのまちを訪れる際に誰もが調べるもので、本市の歴史、文化を知ってもらうための非常に重要な情報の1つであります。しかし、現在、観光関係の情報はウェブサイト内のあちらこちらに分散しており、閲覧者が本市の観光情報を調べても観光情報を十分に得られない状況にあるかと思います。

本市の観光情報サイトは、岸和田市観光振興協会が運営する岸ぶらに加え、今回、関西大学外国語学部の井上ゼミとの地域連携事業第2弾として、シン・キシワダ観光サイトが開設されております。また、本市ウェブサイトのだんじりのページや魅力発信サイトきしわだSIDEなども観光情報と言えますが、これらはメニューバーの観光・歴史の中から到達することもできませんし、各観光サイト間の移動もできない状態です。各観光サイトにはそれぞれの魅力があるのに、もったいない限りでございます。観光情報を集約するサイトのようなものが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

議員御指摘のとおり、観光情報の集約及び効果的な発信につきましては、私どもも課題に感じているところでございます。今後とも関係部署が互いの情報資源を共有し、連携、協力して業務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

余計なことを言いますけど、観光情報を

見に来ていただいている方は、潜在的に本市のお客様であると考えております。各観光情報サイトから、先ほど御指摘したようなリニューアルしたふるさと寄附へのバナーを設置すれば、ふるさと寄附の増額にもつながると考えておりますので、併せて検討していただきたいと思います。

さて、本市ウェブサイトのトップページについては、専門家である事業者が市の要望を受けて作成するものでございますが、下層の各ページは基本的に担当課の市の職員が作成、管理しているものと理解しております。その中で、さきのふるさと寄附と観光情報の例を挙げるまでもなく、ページごとに使い勝手や内容の差が激しい状態となっておりますが、ウェブサイトの有効活用については、作成する職員側がいかにかこのウェブサイトを使いこなせるかが重要であると考えております。

見た目のデザインも重要でございますが、コンテンツマネジメントシステム、CMSの機能を活用し、市民をはじめとする利用者にとって使いやすいウェブサイトを目指す必要があります。これはCMSの各機能を理解することはもちろん、ユーザーエクスペリエンスやアクセシビリティの研修も必要であると考えますが、現在の庁内におけるウェブサイト運営の研修体制についてはどうなっているのかお答えください。

○烏野隆生議長

西川総合政策部長。

○西川正宏総合政策部長

現在、庁内において2種類の研修を継続的に実施しております。

1つ目は、ウェブサイトを活用するための基礎操作を学ぶ実践形式の研修であり、全部署から希望者を募り、毎年約50名が参加しております。

2つ目は、ウェブサイトを活用するため

に欠かせないルール、例えばウェブアクセシビリティや、より効果的にウェブサイトを活用するコツなどを習得するための座学形式の研修でございますが、こちらは原則としてウェブサイトを取り扱う全部署から1名以上の参加を促しており、毎年60名余りが参加しております。

なお、1つ目の研修につきましては広報広聴課の職員が、2つ目の研修につきましてはウェブサイトシステム保守運用を担う事業者から経験豊富な職員を講師として招き、それぞれ実践しておるところでございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

以前にも申し上げたことでございますが、自治体の公式ウェブサイトを活用することができれば、市への問合せが減り、職員の負担軽減につながるものと考えております。

さて、生成AIについて、本市は費用と精度の問題で導入を見送っておりますが、最近のスマートフォンをはじめとし、個人での生成AIの活用が進んでおります。自治体のウェブサイトを見るのではなく、生成AIに質問するという時代が来るかもしれません。しかしながら、その生成AIの情報元は自治体のウェブサイトであるわけですから、生成AIの時代になっても引き続き自治体の公式ウェブサイトは重要であると言えます。

他の自治体も含めて、よい例があれば、研修時に限らず市役所全体で共有し、より便利で使いやすいウェブサイトを目指していただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、ゴミの分別・収集・処理について再質問いたします。

日常生活が戻り、事業活動も平常化して

きたが、ごみ減量化の働きかけもあり、ごみの全量が減っているということは理解いたしました。

このごみの全量は再資源化できるごみも含めた総量であります。市民のごみの分別・減量化意識が高まっていく中で、再資源化もできない、焼却場で焼く、いわゆる普通ごみの排出量はどのように推移しているのでしょうか。お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

一般家庭から排出される普通ごみの状況について御答弁申し上げます。

まず、普通ごみの収集量の過去5年間の実績でございますが、令和2年度は2万8479トン、令和3年度は2万8206トン、令和4年度は2万7515トン、令和5年度は2万6612トン、令和6年度は2万5860トンと推移しております。これを市民1人当たりの量に換算いたしますと、令和2年度が147.5キログラム、令和3年度は147.5キログラム、令和4年度が145.1キログラム、令和5年度が141.2キログラム、令和6年度が138.4キログラムと推移しております。市民の皆様に御理解いただき、減量効果が現れているものと捉えております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

ごみの減量化が進んでいることは喜ばしいことだと思いますが、さらなる効果を期待したいと思います。

まだまだ分別不十分なものも含まれているのではないかと思います。ごみの中身を調べる組成調査の結果についてはどのようなになっているのか、お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

ごみの組成調査につきましては、岸和田市貝塚市クリーンセンターに持ち込まれたごみ袋を無作為に抽出し、令和4年度から3年間実施しております。3か年通じまして、食べ残しや調理残渣が全体の20%以上を占め、最も排出割合が多く、次いで新聞、雑誌、紙箱、紙おむつなどを除いた紙ごみが10%程度という状況でございます。その他、割合は少ないものの、ペットボトルや新聞紙など、資源として再生可能なものも含まれており、今後、引き続き適切な分別に向けた啓発を実施する必要があるものと考えております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

組成調査の結果、ペットボトルや新聞紙など、リサイクル可能なものもまだまだ含まれている一方で、食品残渣が多く含まれるということでもあります。

新聞紙など紙ごみの中には、廃食用油を拭き取り、普通ごみとして出している例も見受けられますが、普通ごみに混入する廃食用油の割合はどの程度でしょうか、お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

議員御指摘のとおり、本市では町会等に御協力いただきまして、家庭から出される廃食用油を回収しているところでございます。回収された油は再資源化され、環境負荷を減らすことに寄与しております。発火の危険についても当然避けるものでありまして、さらなる再資源化を促進するため、

分別の徹底、新たな回収方法の検討について進めてまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

部長、すみません。多分答弁が飛んでいるかと思うんですけど、もう一度伺いたします。新聞紙などの紙ごみの中には、油をふき取って普通ごみとして混入している例があるかと思うんですが、その割合が分かりましたら教えてください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

失礼しました。現在実施中の組成調査に廃食用油の項目はございませんで、新聞紙に染み込ませた場合は新聞紙としてカウントされております。しかしながら、町会等に御協力いただいている回収実績では回収量が減少傾向にあり、普通ごみとして排出されている可能性はございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

普通ごみとして排出されている廃食用油の量は把握できないという答弁でございましたが、町会等での回収量は減っているということです。現在、家庭で使用された廃食用油は、町会等の埋立てごみの回収時が本来本市が想定している回収でございまして、新聞紙などに染み込ませて普通ごみとして出されると、資源としての再利用ができません。

また、新聞紙などで油を拭き取った場合は、空気と触れる表面積が増加し、酸化が促進され、酸化熱が生じます。近年の気温上昇と相まって、ごみ集積場での酸化熱による発火リスクが懸念されております。食

用油の回収について改めて周知するとともに、より安全な食用油の回収について、改めての検討が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

再度同じ答弁になりますけれども、議員御指摘のとおり、本市では町会等に御協力いただきまして、家庭から出される廃食用油を回収しております。その油は再資源化され、環境負荷を減らすことに寄与しております。さらなる再資源化を促進するため、分別の徹底と、新たな回収方法について検討を進めてまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

先ほど米田議員の一般質問の中で、食用油のリサイクルの実例としてSAFの話もございました。SAFは、本市にとっても再資源化という観点だけでなく、市民の利便性の向上や安全なごみの収集を実現する上でも有益な取組かと思しますので、私からもぜひ進めていただきますよう要望いたします。

さて、発火のリスクという観点から、より大きく報道されているのがリチウムイオン電池です。リチウムイオン電池は、その利便性からスマートフォンをはじめとする多くの機器に採用されておりますが、特に高温と衝撃に弱く、自動車内に放置したモバイルバッテリーが自然発火したり、落下させた手持ち式の扇風機から発火したなどの事例が報道されております。

ごみの収集、処理の流れを見ると、高温になり得るごみ集積場、衝撃が加わるパッカー車、そして高温と衝撃の両方がかかる

焼却場と極めて取扱いに注意が必要なもので、実際に他の自治体では、焼却場の事故により長期間のごみの受入れができなくなるという事案が発生しております。

それでは、リチウムイオン電池の回収について、現在本市ではどのように取り扱っているのかお答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

本市におけますリチウムイオン電池の回収につきましては、お買い上げいただいた家電量販店へ持込みを促すとともに、小型家電回収に合わせた拠点回収及び膨張しているなどで量販店で受け取ってもらえないものにつきましては、環境事務所に直接搬入いただくよう御案内しているところでございます。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

膨らんでいるものであっても環境事務所で受け付けているということを確認いたしました。

さきに述べたとおり、普通ごみ等では出されると大変危険であり、誤排出を防ぐためにも積極的な広報が必要です。また、国においても議論が進んでいるようですが、今後の本市のリチウムイオン電池に対する対応はどうなるのかお答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

事故防止に向けまして、積極的に広報に取り組んでまいりたいと考えております。また、議員御指摘のとおり、国においても製造者の義務を強化する等、積極的な議論

が進んでいることを確認しております。引き続き制度の動きについて注視するとともに、制度周知について努めてまいります。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

繰り返しになりますが、リチウムイオン電池につきましては廃棄時の取扱いの注意が必要で、本市においても繰り返し周知していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、町会・自治会等が実施しております埋立てごみの収集を見てみますと、まだまだ使えそうなものが混ざっております。本市には今年、関西初のジモティースポットがオープンいたしました。先日もテレビで取り上げられるなどされておりましたが、利用実績と、実際にそれがごみの減量につながっているのかお答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

株式会社ジモティーとは令和5年11月に連携協定を締結いたしまして、協働してごみの減量等に取り組むこととしております。また、協定の具体的な取組の1つといたしまして、ただいま御案内いただいたとおり、本年2月28日、岸和田カンカンベイサイドモール内にジモティースポット岸和田・貝塚が開設されております。

ジモティースポットからは、その実績について定期的に実績報告いただいておりますところで、令和7年3月からの各月の実績を申し上げます。持込み者数は、3月から353人、4月が463人、5月が452人、6月が353人、直近の7月が335人となっております。持込み品の点数でございます。同じく3月から6045点、4月が6788点、5月が

6795点、6月が6564点、7月が4416点となっております。リユースされた点数が3224点、5382点、6938点、5704点、4512点で推移しております。

オープン当初、また新生活がスタートする年度末あるいは年度初めと比べまして落ち着きは見られるものの、多くの方に御利用いただいております。

また、リユースされた品を重量換算いたしますと、岸和田市、貝塚市の合算になりますが、約5か月間で約54トンとなりまして、大きな減量効果が得られておると考えております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

盛況なようでありまして、ごみの減量にもつながっているということです。また利用者からも、物価高が続く中で、ジモティースポットを活用することで家計が助かっているという話も聞いております。

しかし、ジモティースポット開設後も埋立てごみや粗大ごみ、また、普通ごみの中にもまだまだ使えそうなものが混ざっております。より多くの人に知っていただくことがごみ減量の第一歩であると考えますが、今後どのような周知を考えているのでしょうか。お答えください。

○烏野隆生議長

寺本環境農林水産部長。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

ジモティーとの協定内の本市の役割でございますが、市民周知というものが充てられております。さらなる利用拡大に向け、例えば市主催のイベント内での出張ブースの設置など、様々な機会周知してまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

ジモティースポットの設置場所が岸和田カンカンベイサイドモールですので、山手の方、特に御高齢の方の利用は難しいのかもしれませんが。年に1回でも地域での出張ブースのようなものを開いていただければ、3R、リデュース、リユース、リサイクルのうちのリユースが活性化され、ごみの減量につながるものかと思います。

また、埋立てごみについては、使えるものであっても、埋立てごみの回収ボックスに入れられてしまいますとごみとなってしまいますので、ボックスに、まだ使えるものがありましたらジモティーなどリサイクルへというふうなポスターを貼ってみるのもよいかもしれません。

一方で、リユースが進んだからといってごみをゼロにすることは不可能です。そして、面倒だからといって分別を適切に行わないと、リチウムイオン電池のような危険を生じさせるものや環境に悪影響を与えるものが多々ございます。今後も3Rの推進とともに、新しい処理方法や制度変更があった際には、市民や事業者の皆様に速やかに分かりやすく周知していただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

次に、友永議員。

(16番 友永修議員登壇)

○16番 友永修議員

公明党の友永修です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、質問の意図をお酌み取りいただきまして、的確な御答弁をよろしく願いいたします。また、議員の皆様には、しばらくの間御清聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず、ペット防災について質問いたします。

令和7年6月の第2回定例会の質問では、ペット同行の避難において、スムーズな避難所の開設と運営ができるよう避難訓練の重要性を訴えるとともに、民間企業との連携協定の現状とさらなる拡充を求めました。さらに、広域行政との連携を軸に、動物愛護団体等を含む民間との連携を密にし、人と物の両面でより協力が得られるよう努めてほしいと要望いたしました。

その質問に対しまして、防災協定では、任意の申出に基づくものであり、現在たくさんの申出を頂いている。御提案いただく相手方と本市の双方にメリットがある場合に初めて締結に向けて協議を進めていくものであり、メリットがあると判断できる場合は積極的に協力をお願いをしていくとの考えであること、また、動物愛護団体との連携についても重要であると認識していること、その一方で、動物愛護の事務権限は都道府県であることから、大阪府の動物愛護管理センターとの連携を密にし、避難所でのペット防災の対策を推進していきたいとの答弁でした。

今後、民間企業・団体、大阪府動物愛護管理センターや広域行政との連携など取組を進めていく上で、提案、要望も含めまして何点かお尋ねいたします。

まず、避難所の受け入れる条件の1つに、飼い主がケージやキャリーバッグを用意するとあります。しかし、ケージは小型犬用でもそれなりの大きさのものになります。そのため、避難者が用意、持参するというのは非常に難しいのではないかと考えるところです。かといって、備蓄品として買いそろえるとなると、限られた財源の中で厳

しいことも理解いたします。

そんな中、昨年に一般社団法人アニマルバトンの代表が来庁し、前市長、危機管理部とアニマルバトンの話をされたことが法人のホームページに記載されておりました。アニマルバトンとは、ペットが亡くなってしまったときに残されるフードやペット用品、また不要になったペット用品などを回収し、これまで行政が自助努力でペット用の防災備蓄品をそろえていたものを、行政と連携してペット用防災備蓄品にしていく活動をしているとの内容をホームページにより知りました。この点について、まず、その詳細と経過等についてお示しをお願いします。

次に、認知症対策について質問いたします。

これまでも多数の議員の皆様が取り上げてきた認知症対策であり、関係部局も支援の充実に取り組んでいただいております。今回の質問では、認知症の方の見守り、高齢者の一人歩き、徘徊したときの搜索支援に特化して質問いたします。

岸和田市の認知症高齢者等見守りネットワークは、市内に居住する高齢者等が所在不明になったり家に戻れなくなったりした場合などに、関係機関などの支援を得て早期に発見し、当該高齢者の安全と御家族への支援、また、ネットワークを通じて認知症の理解を広めることを目的としております。そして、高齢者の一人歩き、徘徊のおそれがある場合など、事前登録しておけば緊急時の対応がより早くできることを発信されております。

この事前の登録や搜索に関する様々な手続等が紙ベースでの受付となっております。また、一人歩きの高齢者、徘徊者の搜索に御協力いただく協力員の登録も紙ベースで行われておりましたが、本年4月よりL I

NEによる登録が可能となりました。まず、L I N E登録の導入に至った経緯と、なぜ協力員の登録だけであり、当事者の登録等は含まなかったのかをお示しをお願いします。

次に、終活支援について質問いたします。

昨年の第4回定例会議に引き続きの質問となります。高齢者の終活情報を事前に把握しておき、適正に対応ができるようにしておくよう先進市を紹介しながら提案いたしました。答弁でお示しいただいた課題は、1つ目が、24時間365日対応することが困難であること。2つ目が、親族等全く不在のお独りの方については、生前に死後事務委任契約などを行うことで本人の意思を反映することができますが、死亡後の意思を市に登録するだけでは実体化ができず、司法書士等と契約することが前提となってくること。3つ目は、緊急連絡先を知人、友人にした場合、同意をどのように確認するかなど、人生の重要な局面に関わることもあり、慎重な対応が求められることが挙げられておりました。そして、先進市等も含め調査研究するとの内容で終わっております。課題解決に向けて、その後の取組状況についてお示しをお願いします。

以上、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行わせていただきます。的確な御答弁をよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

ペット防災について御答弁いたします。

議員お示しのとおり、昨年10月4日に当該事業者の代表者が前市長を初めて訪ねてこられ、事業内容について説明を受けました。その内容は、ホームページに記載されているもののほか、トリマーなどペット事

業者や動物病院の一角に集約したペット用品を置いておき、災害時も含めて活用してもらうといったものでございました。

その後、協定締結といった具体的な協議までは至っておりませんが、本事業を進めていく上で解決すべき課題等について、例えば、本事業を地方公共団体で行おうとし、ましても公平性の担保が求められるところ、一般社団法人で広く実施することで解決していくことができるのではといった意見交換を行い、終了いたしました。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

質問の2. 認知症対策について答弁いたします。

協力員のLINE登録でございますが、LINEの普及によりLINE利用者が増加し、自宅に戻れなくなった一人歩きの高齢者をいち早く発見するため、LINE登録を追加いたしました。

なお、ドラッグストアの店舗などからは、ファクスのほうがいち早く情報を確認できるといった声も聞いておりますので、メール、ファクス、LINEを利用することで早期保護につなげたいと考えております。

次に、当事者の登録でございますが、一人歩きの高齢者が自宅に戻れなくなった場合にこの制度を利用すると、協力員に個人情報を一斉に配信することになります。これは市として十分に説明することが求められております。また、御家族のその他の心配事に対しても時間をかけてお聞きすることも重要と考えています。高齢者の一人歩きで、自宅に戻ることが難しくなっている方は、日常生活において様々な課題を抱えています。御家族は身体的、精神的な負担を抱え、介護していただいております。御家族の気持ちに寄り添いながら、認知症へ

の正しい理解を深めてもらい、本人やその御家族を支援しているところでございます。

続きまして、質問の3. 終活支援について答弁いたします。

昨年の定例会におきまして、議員より石狩市、田原市の紹介を頂きました。

まず、石狩市においては、24時間365日対応ができておらず、留守番電話を利用し、翌日の平日開庁時間で対応しております。緊急連絡先を確保できない方につきましては登録できませんが、死後について葬儀会社と契約した方につきましては登録を可能にした取扱いに今年度から変更しております。また、緊急連絡先を確保できない方につきましては行政書士や民生委員に依頼することがあるとお聞きしましたが、本市では民生委員の担い手確保に苦慮しておる状況でございまして、石狩市のような対応は難しいと思われます。

次に、田原市においても24時間365日の対応はできておりません。また、登録実績がゼロのため、課題が見えていないとお聞きしております。まだまだこの登録制度につきましては課題があると認識しているところでございます。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

それでは、順次再質問させていただきます。

昨年の来庁時の面談やアニマルバトンの内容等についてお示しいただきました。法人が独自に進めていかれる事業内容等の周知が主な内容だったとのこととあります。連携協定も結んでいないとのことを理解いたしました。

ただ、興味深く思ったのは、残されたケージや再利用可能なペット用品を備蓄用品として回収活動をしているところでありま

す。個人的な経験ですが、ペットを飼い始めたときに、一定の期間ケージを使用していましたが、途中からケージなしとなります。そうすると、結局ケージは壊れてもいないのに捨ててしまいました。これを再利用できたらいいのになと思っていますところに、アニマルバトンの活動を知ったところ です。

現状、ケージなどの備品も協定を結んでいる民間業者から供給されるとのことですが、災害の規模にもよりますが、供給できる数量やその運搬など、果たして現状の供給手順で全て事足りるとは思えません。そのためにも、平時に再利用が可能なペット用備品を回収、引取りし、一定の備蓄をしておくことはできないのか。どれだけのものが集まるのかも不確定ですが、このような取組も有効ではないのかと考えますが、見解をお示しください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

先ほどのアニマルバトンとの面談の際に、賞味期限があるペットフードなどを譲り受け、市で備蓄することは難しいですが、賞味期限の心配が要らないケージ、首輪、リード、ペットシートなどのペット用品につきましては、市の備蓄用品として提供いただけると有効であるという旨はこちらから御提案させていただいております。現時点で当該法人からペット用品を御提供いただけるまでには至っておりませんが、ペット用品を含めた災害用備蓄の在り方につきましては、引き続き広く調査研究を行ってまいります。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

ペット用品も含めた災害用備蓄の在り方

について、広く調査研究を行っていくとのことですが、法人からの譲渡を待たず、市として独自で受け付ける窓口設置も提案させていただきます。どうか前向きな検討をお願いいたします。

次に、市長を先頭に広域での連携を進めてほしいと要望しております。そこで、具体的に提案させていただきます。

徳島県で、ペット関連の総合卸商社であり、徳島市や藍住町と連携協定を結んでいるある民間企業が主催となり、官民連携のペット防災啓発イベントが本年6月に開催されました。内容として、1つ、ペット同行避難における現場課題の共有、2つ、公民の連携強化、3つ、動物取扱事業者が果たすべき役割など、そういったテーマで講演やディスカッションが行われ、オンラインでの参加も可能として開催し、約60名の参加者があったとのこととあります。南海トラフ巨大地震の影響に関心が高い土地柄もあり、反響も大きかったと聞いております。

本市におきましても、近隣他市町との広域連携で泉州地域でのイベント開催ができないものかと考えますが、本市の見解をお示しください。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員お示しのイベントにつきましては、災害時のペットの支援の在り方について、課題を共有することを目的とした動物取扱業の事業者並びに自治体関係者を対象とした催しであると聞いてございます。

防災の取組に関しましては、より広域的な枠組みの中で検討を行うことも有効であると思われますことから、近隣他市町との連携も含めまして、動物愛護管理センターとの連携を密にする中で可能性を協議して

いきたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

しっかりと広域での協議を進めていただきたいと思います。

さて、動物愛護の事務権限が都道府県であり、大阪府の動物愛護管理センターと連携を密にすると確認しております。そのため、市内や近隣の民間動物愛護団体との協力体制を構築するには、大阪府の動物愛護管理センター主導で進める必要がある旨確認しておりますが、大阪府にも確認いたしました。災害時に避難所等を含む現場対応については、各市町村が窓口であることから、例えば各市町村と地域の動物愛護団体とが集まる機会があれば、大阪府としても参加し、助言や意見交換させていただくことでありました。今後そういう機会があれば、本市としても対応していただけるのか、お示しをお願いします。

○烏野隆生議長

西村危機管理部長。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御指摘のとおり、基本的には動物愛護の考え方がベースとなるものの、災害時の避難所対応の中で、ペットの受入れ体制等の向上に資することが見込まれるものであれば対応させていただくことは可能と考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

そういった意見交換の機会があれば、ぜひ御参加いただけるようお願いいたします。

ところで、ここ最近、ペット同行避難ができるようになったことを知った市民から、危機管理課職員の皆さんへ喜びと感謝の声を頂くことが多くなってきております。こ

の場をお借りいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。これからより充実したペット防災が進むようお願いし、この質問を終わります。

次に、認知症対策について再質問いたします。

搜索の協力が必要となった場合、協力員に個人情報が一斉に配信されることになる、市として十分な説明をしておくことが求められるため、難しいという御答弁でありました。また、御家族が抱えるその他の心配事に対しても、時間をかけてお聞きすることも重要との考えは理解しております。

そこで御紹介させていただきたいのは、長崎市で導入実施しているみまもりあいプロジェクトでございます。資料を配付させていただいておりますので、御覧ください。これは高齢者の御家族と地域の協力者をつなげるスマートフォンのみまもりあいアプリを利用して、搜索してほしい御家族と搜索に手を貸したい協力者がつながり、なるべく早く発見、保護につなげるための見守り活動であります。

厚生労働省が平成28年度に介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業として推奨され、長崎市が参加した事業であります。厚生労働省に確認したところ、推奨事業としては終了しておりますが、アプリについては開発、提供している法人との直接のやり取りで活用可能とのことであります。

長崎市では、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業として、本市と同じ紙ベースでの登録で受け付ける事業を展開しておりますが、弱点とも言える、連絡を受けてからメール送信までに一定の時間が必要、行政の介入が必須、協力事業者等のみ関与、であることから、事業の継続とプラスして、このみまもりあいプロジェクトの導入に至

りました。また、無料アプリのみの活用であり、導入に係る費用はほぼゼロだったとのことであります。

認知症サポーターをはじめ、広く市民が検索へ協力でき、行政の介入がなくても家族等が速やかに検索を依頼できる仕組みが魅力的であります。まずはこのようなアプリの導入について、見解をお示してください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

本市での情報発信の流れといたしまして、御家族が岸和田警察署に行方不明届を提出し、その受付済書を本市に提出していただき、本市からメール、ファクス、LINEを利用して行方不明者情報を協力員に発出するものであります。課題といたしましては、御家族が高齢の場合、岸和田警察署から市役所までの移動に時間を要し、情報発信が遅くなることがございました。

議員から御紹介いただいた長崎市の取組では、家族が直接検索者情報を発信できるものであり、早期発見には効果があるものと考えられます。また、行政の介入がなく、地域住民同士で助け合う取組は、職員の負担軽減にもつながるものと考えられます。アプリの導入につきましては、まずアプリの調査研究をしてまいりたいと考えております。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

最初の答弁で、個人情報の発信に関して、市の丁寧な説明が必要なことから協力者のみのLINE登録を導入しているとありました。これまでどおりを希望される方には現状の支援事業を活用していただけたらと思っております。

内容が重複するかもしれませんが、この

みまもりあいプロジェクトのアプリは、家族等が協力者へ一斉に検索依頼ができ、発見者と直接の連絡が取り合えること、アプリの登録だけで協力しやすいこと、顔写真が配信できるため協力者は検索、声かけしやすいなどのメリットがあるので、アプリの活用も併用し支援につなげられたらと考えますが、改めて見解をお示してください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

これまでの実施方法に加えて、新たなアプリの活用を併用することは、利用者の利便性が高まることにつながり、理想的でございます。今後、アプリを実施するとなれば、併用するのかしないのか、どちらが費用面を含め効果的なものになるのか検討が必要と考えております。自宅に戻れなくなった高齢者御本人や御家族に思いをはせながら、アプリの調査研究をするところから開始してまいります。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

認知症の御本人と御家族の支援向上につながるよう、しっかりとこのアプリの調査研究をしていただきますようお願いし、この質問は終わります。

次に、終活支援について再質問いたします。

前回の答弁にもあったと思いますが、本市では在宅生活の緊急時に重きを置いた施策を実施しているためだと思いますが、この自治体でも24時間365日の支援体制が大きな課題となっていることを理解いたしております。その課題解決については、今後も調査研究を続けていきたいと考えます。

今回、終活、死後事務の支援事業について質問するところですが、調査研究する中

で、福岡市社会福祉協議会が事業を展開している終活を通じた権利擁護支援について研修を受けてまいりました。事業の詳細については、これも資料を確認していただけたらと思います。身寄りのない高齢者等が抱える生活課題に対応するため、死後事務委任契約により葬儀、納骨、家財処分や行政手続などの死後事務への不安を解消すること、転居、入院、入所時などの身元保証を代替する支援や日常生活上の見守り、相談支援や緊急対応などの生活支援サービスを提供することで、本人の希望に寄り添った意思決定支援を実施することなどを事業の目的としております。

大きくは4つで、ずーっとあんしん安らか事業、やすらかパック事業、終活サポートセンター、親なき後支援事業であります。この事業内容を一つ一つ説明すると物すごく長くなってしまいますので、事前に福祉部へ資料を送らせていただいております。内容は御確認いただけていると思います。そこで、社会福祉協議会が実施している事業ではありますが、これらの事業展開について本市の見解をお示してください。

○烏野隆生議長

山本福祉部長。

○山本隆彦福祉部長

福岡市社会福祉協議会の事業内容をリーフレットで拝見いたしました。身寄りのない高齢者がお亡くなりになった後のことや、ひきこもりの子を持つ親が自身の亡き後のことなど、支援内容が多岐に上り、市民の安心に寄与するものと見受けられます。本市で現状実施することは難しいのですが、国でも身寄りのない高齢者について審議がなされていることもあり、国の動向も注視しながら、本市の実情に沿ったものと考えてまいります。

○烏野隆生議長

友永議員。

○16番 友永修議員

福岡市社会福祉協議会の事業内容を御確認いただきました。繰り返しますが、預託金を準備できる方用の事業、準備できない方が利用できる生命保険の契約を活用した事業や8050問題への対応、そして多岐にわたる相談に対応するといった事業で、本当なら一つ一つ深掘りしていきたいところですが、今回はこの程度の質問にしておきたいと思っております。

答弁では、専門知識を有する人材が必要など、すぐに現状として本市での実施が難しいと答えられましたが、結論をすぐに出すのではなく、本市の社会福祉協議会ともぜひ意見交換等を行っていただきたいと思っております。

また、国の動向を注視しながら、本市の実情に沿ったものを考えていくとの答弁を頂きましたので、今後も継続して取組状況を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○烏野隆生議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後3時52分延会